

第 3 部

政策の実効性を高める 横断的・総合的施策

- 118 あらゆる主体と連携した環境配慮行動の加速
- 125 環境の確保に関する配慮の指針について

第3部 政策の実効性を高める横断的・総合的施策

直面する環境課題を解決し、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を築き上げていくためには、第2部で掲げた分野別の施策のあり方等を踏まえ、横断的・総合的に取組を進めることが不可欠である。行政だけではなく、都民、企業、団体など、東京に集積する全ての主体と相互に連携を図りつつ、主体的かつ積極的に環境対策を進めていく。また、そのような社会の仕組みを構築していく。

あらゆる主体と連携した環境配慮行動の加速

我々が今、目の当たりにしている危機は、行政の力だけでは乗り越えることはできない。都内区市町村はもちろんのこと、首都圏や日本全体、ひいては地球規模での取組が必要であり、都民や企業、団体などの参画が何よりも重要なファクターである。それが、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる、世界が合意した17の目標達成に資するとともに、複合的な社会課題の解決の貢献にもつながる。

都は、あらゆる主体の共感を得ながら、協働を働きかけ、共に環境課題に立ち向かっていく。

都民・企業等との連携・協働

約1,400万人が暮らし、約63万の事業所が事業活動を行う東京では、都民と企業等の協力が取組の推進に最も大きなインパクトをもたらす。

一人ひとりが実践できるアクションを具体的に示しながら、都民や事業者を巻き込んだムーブメントを起こし、人々の暮らし方やビジネスの仕組み・行動のあり方を変容していく。

都民、企業、団体等と連携した事業展開

都がこれまで実施してきた「チームもったいない」や「Clear Sky 実現に向けた大気環境改善促進事業」、「Tokyo Cool Home & Biz」に関するイベントなど、波及効果が高く、創意工夫を図った、都民や企業等が参画しやすい取組を拡充していく。

更なるムーブメントを醸成していくことで、都民や企業等を積極的に巻き込みながら環境課題への認識を向上させるとともに連携・協働を強化していく。

●「チームもったいない」

- ・ 「もったいない」の意識を伝え、行動変容のきっかけをつくる活動に取り組む企業やNGO等の団体、個人を募集
- ・ 食品ロスや使い捨てプラスチック削減、省エネなどの取組を通じて、個人の消費行動を変えることを目的とした枠組み



● Clear Sky 実現に向けた大気環境改善促進事業

- ・ NOx、VOC 対策に取り組む事業者等を募集し、取組を広く紹介することで、自主的な取組による排出削減を促進
- ・ 都民が大気環境に対する興味・関心を持つよう、SNS 等を活用した呼び掛けやイベントを開催



●「Tokyo Cool Home & Biz イベント」

- ・ 節電アクションの加速を呼び掛けるイベントを開催
- ・ 知事、都職員などがクールビズのスタイル等を紹介するクールビズコレクションを実施したほか、家庭や事業所での節電・省エネやエネルギーの地産地消に向けた具体的な取組や機器、ZEVなどを展示・紹介



都民・企業等の優れた取組事例の発信

環境課題の解決に向けて優れた取組を行っている都民や企業等の活動を、都が各種制度や普及啓発事業等により積極的に公表していくことで、意欲的な活動を行っている各主体が市場やコミュニティ等で高く評価される社会基盤や機運を醸成する。

【トップレベル事業所認証
ロゴマーク】



【貨物輸送評価制度評価
ロゴマーク(10年連続)】



人材確保・育成、行動変容の促進

環境課題が複雑・高度化する中、解決への取組を担う人材の確保・育成のため、特に、将来を担う世代の育成を強化していく。また、より多くの都民・企業等の参画を促すため、都民や企業等が具体的な行動を起こしやすい情報提供や仕組みづくりを行っていく。

■ 将来世代等に向けた取組の充実

企業、関係団体、区市町村等との連携を図り、都が実施している環境学習事業を通じて、持続可能な未来や社会づくりのために行動できる人材を育成していく。

小・中学校教育における環境教育では、持続可能な開発のための教育(ESD)やSDGsとの関連を踏まえた教材・プログラム等を更に充実させ、子供たちが身近な環境問題を解決するために自分たちにできることを考えるよう、各教科や総合的な学習の時間等における環境教育を進めていく。そして、世界全体で目指すべきSDGsの達成に向けて、社会の仕組みのあり方を考える実践等を通して、持続可能な社会や明るく希望のある未来の実現に寄与するための資質・能力を有する子供たちの育成を図っていく。

また、子供や若者等との対話を通じて、それぞれの目線に立った施策を実施していく。例えば、子供が主役となって楽しみながら家庭で省エネやごみ・食品ロス削減等に取り組める事業を実施するなど、子供の参加を通じた取組で家庭での環境配慮行動を推進していく。

● 都が実施している環境学習事業

- ・ 小学校教員向け環境教育研修会
私立を含む都内小学校の教員等へ実践的な環境教育の研修を行い、教科横断的かつ総合的に、環境に関する授業を実施できる人材を養成
- ・ 都民を対象としたテーマ別環境学習講座
全ての都民が、自発的に環境に配慮した行動を取れるよう、都民の環境問題への理解を深めることを目的として実施
- ・ 環境学習総合ポータルサイト
環境に関する基礎的知識を分野別に学習するページ



- ・ 環境学習動画
都民が場所と時間を選ばず環境学習ができる環境を充実させるため、環境学習用の動画を制作
- ・ 廃棄物埋立管理事務所における環境学習
学校教育と連携し、展示物や実地見学を通じて廃棄物の処理やリデュース等3Rに関する環境学習を体験できる機会を提供

● 都の学校教育における環境学習教材等

・ 東京都環境教育指導資料

各小・中学校における環境教育の充実を目的に、持続可能な開発のための教育（ESD）やSDGsとの関連を踏まえた具体的な指導内容や方法等を示した環境教育指導資料

環境教育を通して、何を教えるのか、子供たちにどのような資質・能力を身に付けさせていくのかを明確にした指導例や、指導の際に参考となる情報を掲載

・ 環境教育揭示用教材・補助資料

地球環境保全に関する環境問題を各回のテーマに設定し、児童・生徒が地球環境保全に関心をもち、環境に配慮した行動を促す内容を掲載

発達段階に応じた内容となるよう、小学校低学年版、中学年版、高学年版、中学校版の4種類を作成した指導資料等のホームページ掲載や児童・生徒のタブレット端末等での活用促進

〔環境教育揭示用教材「環境問題とSDGs（持続可能な開発目標）（小学校 高学年版）」〕

《環境について考えよう》

今、私達が住む地球には、いろいろな環境問題が起きています。環境問題について調べて、自分にできることをやってみましょう。

環境問題とSDGs（持続可能な開発目標）

世界の危機に立ち向かうSDGs

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、世界の人々が、今だけでなく将来にわたって幸せに暮らせるための「持続可能な開発目標」です。
2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。



SDGsと関連する環境問題は

SDGsは17のゴールが相互に関連して、複数の課題を統合的に解決することを求めています。
この中には環境に関連する目標も設定されています。

- 安全な水とトイレを世界中に(水質汚染)
- エネルギーをみんなに そしてクリーンに(エネルギー問題)
- 住み続けられるまちづくりを(災害)
- つくる責任つかう責任(ゴミ問題、大気汚染)
- 気候変動に具体的な対策を(地球温暖化)
- 海の豊かさを守ろう(海洋汚染)
- 陸の豊かさを守ろう(森林伐採、砂漠化)

SDGs と関連する環境問題について調べてみよう



海洋プラスチック問題

ふだに使っているプラスチック製のペットボトルやレジ袋などは、ゴミ捨てや適切な処分がされないことにより海に流され、海洋プラスチックごみになります。また、プラスチックは原材料の石油の採掘から生産の過程でエネルギー利用にともなうCO₂の排出や燃やしたCO₂の排出により、気候変動の一因にもなっています。海洋プラスチックごみは、海をよぐすだけでなく、クジラの胃から大量のビニールが検出されるなど、海の生き物へのえいきょうも深刻化しています。

各国の使い捨てプラスチック対策の動向

国・地域	主な対策
EU	プラスチックの削減、リサイクル率の向上、使い捨てプラスチックの削減
韓国	プラスチックの削減、リサイクル率の向上、使い捨てプラスチックの削減
中国	プラスチックの削減、リサイクル率の向上、使い捨てプラスチックの削減
インド	プラスチックの削減、リサイクル率の向上、使い捨てプラスチックの削減
日本	プラスチックの削減、リサイクル率の向上、使い捨てプラスチックの削減
アメリカ	プラスチックの削減、リサイクル率の向上、使い捨てプラスチックの削減
オーストラリア	プラスチックの削減、リサイクル率の向上、使い捨てプラスチックの削減
ニュージーランド	プラスチックの削減、リサイクル率の向上、使い捨てプラスチックの削減
ニュージーランド	プラスチックの削減、リサイクル率の向上、使い捨てプラスチックの削減
ニュージーランド	プラスチックの削減、リサイクル率の向上、使い捨てプラスチックの削減

●気候変動(地球温暖化)

記録的な猛暑や豪雨、干ばつ・森林火災などが世界中で発生して大きな気象災害が起きています。このような気候変動は地球温暖化の進行も原因の一つであると考えられています。
気候変動は全ての大陸と海洋にわたり、自然や人間社会にえいきょうをあたえています。

●森林伐採

オーストラリアでは2019年9月頃から大規模な森林火災が発生し、2020年1月には5万km²(東京都全体の約23倍)の面積が焼失しました。森林伐採や異常な高温と乾燥が原因と言われており、オーストラリアに生息する貴重な野生動物にも大きな被害をあたえています。



●人間社会の活動と環境問題

人間社会を便利にしようとした様々な活動が地球環境に悪いえいきょうをおよぼすようになっています。
環境問題は、一人の力や一つの国だけで解決できません。全世界がいついそになって問題に取り組んでいく必要があります。

国連ウェブサイトSDGsについて映像やアニメーションで学べるよ
<https://www.un.org/ja/sdgs/>
https://www.un.org/ja/texts_audiovisual/audio_visual/learn_videos/

環境にえいきょうをあたえている人間の活動とその対策を考えてみよう

●プラスチックのゴミを減らすには



エコバッグを利用しよう

マイボトルを持ち歩こう

Column

今日からキミがおうちの「環境局長」だ！

都では、2022年度から小学生（主として小学4年生以上）を対象として、子供が環境対策を進めるリーダーである「環境局長」になって、家族で楽しみながら節電対策などのアクションに取り組む事業（「わが家の環境局長事業」）を進めています。この事業の一環として、2022年5月には、小池都知事が新宿区内の小学校を訪れ、HTT特別授業「『電気』について考えよう～あなたを『わが家の環境局長』に任命します」を行いました。知事は、まず、東京で使われる電気のほとんどは都外に立地する発電所から送られてきていること、そうした電気のほとんどが輸入に頼る資源（天然ガス・石炭・石油等）で創られていることなどを説明しました。その上で、電気を、「H減らす」、「T創る」、「T蓄める」の「HTT」をキーワードに、私たちが身近に実施できる具体的な節電対策等についてわかりやすく解説しました。

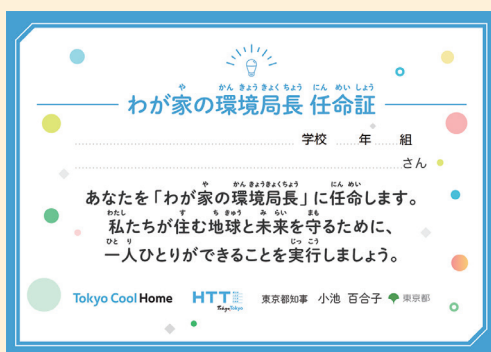
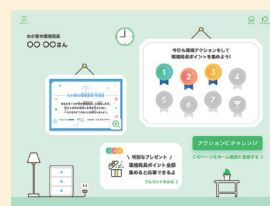
授業の最後には、「わが家の環境局長」任命式を実施し、授業を聞いた児童の皆さん一人ひとりが、おうちで「環境局長」となって、「HTT」アクションを実行していくことをお願いしました。

2022年の夏休みには、家族で楽しみながら節電アクションに取り組むためのスペシャルコンテンツ Tokyo Cool Home BINGO（東京クールホームビンゴ）を実施しました。オンライン上で、電力エネルギー対策等について“調べて”“学び”、具体的な節電アクション等を実行する取組です。

子供たち一人ひとりが「環境局長」になって、家族で楽しみながら節電対策などのアクションに取り組めるよう、今後も様々なコンテンツを提供していきます。



- ・「東京クールホーム・ビンゴ」とは、オンライン上で、電力エネルギー対策等について“調べて”“学び”、具体的なアクションを実行する取組（2022年夏提供）。
- ・3ビンゴで1ポイント獲得。8ポイントたまるとお楽しみイベントへの申込みが可能（参加者は抽選で決定）。



■ 共に行動する人材の確保

緑地の保全を推進するボランティアの募集等、多種多様な活動情報を、Webサイトを通じてわかりやすく発信することにより、自然体験活動への参加を促進するなど、環境課題の解決に向けて共に行動する人材の確保を強化していく。

● 「里山へGO!」(森林・緑地保全活動情報サイト)

緑地保全活動に関する多種多様な活動情報を、Webサイトを通じてわかりやすく発信し、自然体験活動を促進



■ 効果的な情報発信

省エネやフロン排出抑制など、分野ごとに普及啓発するのではなく、各分野の効果的な環境配慮行動をまとめた総合的な情報発信を行っていく。その際、例えば「断熱改修」であれば省エネやCO₂削減だけでなく、ランニングコストの削減や健康への効果、レジリエンスの向上など、総合的なメリットを強調した効果的な伝え方を追求していく。また、子どもや若者、高齢者など対象者の世代別の行動様式に合わせたメッセージやアプローチ手法を検討し、各種媒体を戦略的に活用していくことで、効果的な普及啓発を図っていく。

■ 多様な政策手法の活用

○ 都民・企業等の脱炭素行動へのアクセシビリティ向上

都民等の再エネ電気のグループ購入のように、周辺自治体との連携も含めて、都民や企業が行政とともに具体的な行動を起こしやすい仕組みづくりを行っていく。

○ 「ナッジ手法」の活用

行動科学の知見を活用して、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるよう手助けする「ナッジ手法」を都の施策においても積極的に活用し、施策の効果を一層高めていく。

グリーンファイナンスの推進

東京を世界から選ばれる都市へと進化させる取組には多額の資金が必要であり、こうした取組に国内外の資金を円滑に供給するグリーンファイナンスや脱炭素化への移行を支えるファイナンスを発展させていくことが、国際金融都市としてのプレゼンス向上につながっていく。東京のグリーンファイナンス発展に向けた戦略的な取組である「Tokyo Green Finance Initiative (TGFI)」を強力に推進することで、東京から環境と経済の好循環を生み出し、「都市システム」と「金融システム」のグリーン化を同時並行的に進めていく。

技術開発支援

産業の基盤を担う中小企業等の持続的な発展を後押しするため、脱炭素化を踏まえた経営支援やモビリティ産業への技術支援、スタートアップ支援等により、グリーンイノベーション創出を促し、新たな成長産業への進出を推進していく。

また、先進的な技術やビジネスモデルの創出を目指す企業グループの取組を後押しし、企業間連携や共同での新技術・ビジネス実装化を促進していく。

さらに、脱炭素に資する製品等の開発・普及を促す仕組みを組み込んだ補助や、取組レベルに応じ補助率等に差をつけた補助など、各主体の積極的な取組を喚起する補助制度を活用していく。

デジタルトランスフォーメーションの推進

都が各種制度等により保有するデータの更なるオープンデータ化や、AI・IoTを活用したエネルギーマネジメント等の先端技術の社会実装などデジタル技術を積極的に活用して、環境分野における都政のQOS (Quality of Service) 及び都民、事業者等のQOL (Quality of Life) を向上させていく。

都政のパートナーである政策連携団体との連携

クール・ネット東京(東京都地球温暖化防止活動推進センター)や東京都環境科学研究所等で培った豊富なノウハウ・現場力を有する公益財団法人東京都環境公社とパートナーシップを深め、公社の持つリソースを最大限活用した都民・事業者の行動変容を促す取組を強化していく。

自治体間での連携、都の率先行動

都民や企業、団体等の共感を得て、共に行動していくため、住民に最も身近な区市町村との連携を高めていくとともに、首都圏自治体や全国大都市等との広域連携の枠組みを活用することで、より多くの主体を巻き込んだ取組を進めていく。また、「隼より始めよ」の意識の下、都自らが、目標に向けて取組を大胆に加速し、都民・事業者を牽引していく。

区市町村の主体的な取組への支援と連携強化

地域の実情に精通し、基礎自治体としての地域ネットワークや地域特有の資源等を有する区市町村との連携を一層強化し、都と区市町村が一体となった取組を進めていく。

■ 地域の特性に応じた脱炭素化等に向けた取組を支援

地域の環境課題に取り組む区市町村に対する財政支援など、各自治体の実情に応じた連携・支援を行うとともに、区市町村との情報共有・意見交換を通じてニーズや課題を把握し、支援内容の検討・見直しを行うなど、環境課題の解決に向けた取組を支援していく。

■ 区市町村が実施する効果的な取組の横展開を推進

環境課題と社会課題は相互に関連しており、一体的に対応することが重要である。例えば、食品ロス削減に当たってはフードバンク等の取組の状況も考慮するなど、環境課題と社会課題の双方に目配りすることが効果的である。そのため、区市町村に対して施策分野ごとの補助メニューや都の率先行動の取組、他自治体の優良事例を紹介するツールを作成・活用し、効果的な取組を拡大させていく。また、区市町村が環境課題の解決に取り組む中で得た知見・課題等について、連絡会などの機会を通じて共有するなど都が積極的にサポートしていく。

首都圏自治体等との連携、国への働きかけ

広域的な対策が求められる課題や環境の変化に伴う新たな課題の解決に向けて、都が独自に施策を行うだけでなく、首都圏、さらには全国へと取組を拡大し、より高い施策効果を発揮できるよう広域的な連携を図っていく。

■ 首都圏、全国レベルでの広域連携

広域的な課題や新たな課題に対してスピード感を持って対応できるよう、九都県市等による効果的な取組を実施していく。都と埼玉県が共同で実施しているキャップ&トレード制度や、現在、都が検討を進めている住宅等の一定の中小規模新築建物への太陽光発電設備の設置等を義務付ける制度等、先進的な取組事例の共有・展開等を推進していく。

また、事業者等による都外からの再エネ電力の調達を促進するため、再エネ設備が設置されている都外自治体と都の協力体制を構築するなど、優れた取組が円滑に進むための広域連携体制を拡充していく。

■ 国への働きかけ

脱炭素社会の実現や生物多様性の保全など、全国規模で対策を進めていくべき取組は、国の役割が決定的に重要である。東京をはじめとする各地域の主体的かつ率行的取組を支援する施策の構築や更なる技術開発などに取り組むこと、国際社会において先導的な役割を果たしていくことなどを、全国知事会等とも連携しながら、国に対し強く要求していく。

都自らの率先行動

■ ゼロエミッション都庁行動計画（再掲）

都自らが率先垂範する姿を都民や事業者等に対して示すため、都庁全体のあらゆる部局や事業を総動員し、「ゼロエミッション都庁行動計画」に基づき、ゼロエミッション東京の実現に向けた取組を迅速かつ強力に進めていく。

■ グリーン購入

都が率先して環境・社会に配慮した製品やサービスを調達するなど、グリーン購入の取組を進める。これにより、サプライチェーン全体の観点から、都の調達行動を起点として、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を後押ししていく。また、都民・事業者や他自治体による環境配慮型製品の購入を更に喚起し、持続可能な社会の実現を積極的に推進していく。

国際貢献・国際発信

(海外の諸都市及び企業等との連携)

世界有数の大都市として国際的なリーダーシップを発揮し、海外諸都市等との連携や知識・技術の学び合いを進めることで、各施策の更なるレベルアップと世界的な環境課題の解決に貢献していく。近年のオンライン化のメリットを最大限活かしつつ、海外への情報発信や働きかけを強化し、都の国際的プレゼンス向上を図っていく。

グローバルネットワーク活動の強化と活用

都における国際推進体制を強化し、C40^{※1}やICLEI^{※2}などの国際的な都市間ネットワーク活動や国際会議に積極的に参加することで、気候変動対策やサーキュラーエコノミーの推進などの共通課題解決に向け、海外諸都市及び企業等との連携を深化させていく。

※1 C40:世界大都市気候先導グループ

※2 ICLEI:イクレイ持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会



国際社会への積極的な働きかけと貢献

海外諸都市等との知識・技術の学び合いを通じて、都の環境施策の更なるレベルアップを図るとともに、都の先進的な環境施策に係る知見を共有する。加えて、国際会議等の場において、都が旗振り役となり、環境課題解決に向けた働きかけを積極的に行うことで、国際社会に一層貢献していく。

国際的なプレゼンスの向上

海外諸都市等とのつながりを最大限活かしながら、建築物対策や水素エネルギーの普及等で世界をリードする都の先駆的施策を発信する。加えて、実行性ある行動の加速を世界に呼び掛ける東京発の気候危機行動ムーブメント「TIME TO ACT」を戦略的に展開し、都の国際的プレゼンスの向上を図る。



都市づくりにおける環境配慮の促進

都市基盤の整備・更新など、あらゆる都市づくりの場面で、環境配慮の促進を図り、持続可能な都市づくりの観点から、環境負荷の低減を進めていく。

環境影響評価制度の着実な推進

環境影響評価制度は、事業者が大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測・評価し、その結果を公表して、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することなどにより、事業実施による環境への影響をできるだけ少なくするための一連の手続の仕組みである。

都は、事業の実施段階における環境影響評価制度として、1981年10月から、一定規模以上の事業の実施に際し、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持などについて適正な配慮がなされるように、「東京都環境影響評価条例」に基づいた環境影響評価手続を実施している。

■対象事業

道路、鉄道、廃棄物処理施設、住宅団地、高層建築物 等
(26種類)

■予測・評価項目(17項目)

1 大気汚染	10 日影
2 悪臭	11 電波障害
3 騒音・振動	12 風環境
4 水質汚濁	13 景観
5 土壌汚染	14 史跡・文化財
6 地盤	15 自然との触れ合い活動の場
7 地形・地質	16 廃棄物
8 水循環	17 温室効果ガス
9 生物・生態系	

引き続き、条例に基づき、大規模施設に対する環境影響評価の手続を着実に遂行することで、持続可能な都市づくりを促進していく。

また、環境影響評価制度や対象事業に対する都民の理解促進と予測・評価技術の向上に資するアセスメント図書のウェブ公表について、事業者の理解と協力が得られるよう働きかけを行っていく。

環境の確保に関する配慮の指針について

配慮の指針の位置づけ

東京都環境基本条例では、環境基本計画の一部として配慮の指針を定めることが規定されている。この指針は、行政のみならず、都民・事業者・NPO等あらゆる主体が、あらゆる分野の活動において環境配慮に取り組むための考え方として作成されるものである。

気候危機や生物多様性の損失をはじめとした様々な環境問題がより一層深刻さを増している中、東京がこれらの危機を克服し、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」という将来像を実現させるためには、各主体による自主的・自律的な行動を促進することが重要である。

こうしたことを踏まえ、消費・生産が与える環境負荷を考慮したサプライチェーンの観点からの配慮事項など、重点的に取り組むべきポイントを明確にした「環境配慮の指針」を示し、社会の様々な活動やルールに環境配慮をより内在化・具体化していく。

環境配慮の行動で重視すべき視点

あらゆる行動に共通する環境配慮の視点

深刻化する地球環境の課題を解決し、持続可能な社会を築き上げていくためには、行政のみならず都民、事業者等あらゆる主体が地球の限界が近づいていることを認識し、各々の環境配慮行動をこれまで以上に加速・強化していかなければならない。

また、大都市である東京は、特に消費・生産において、都内のみならず都外（国内外）へも大きな環境負荷を発生させており、グローバル化した経済システムの下では、思いもよらない遠隔地に影響を生じさせている可能性もある。そのため、都内で生じる環境負荷だけでなく、原材料の採取方法から使用後の処理方法等といった、サプライチェーン全体を通じた環境負荷低減を判断基準としている。

具体的には、食料や木材の生産に伴う、生態系の破壊や大気中へのCO₂の放出、金属やセメント等の各種素材や石油化学製品の生産に伴うCO₂の排出、使用済み製品の処分や環境中への化学物質等の漏出に係る環境負荷などへの配慮を示している。

各分野の取組で重視すべき視点

前述の視点を踏まえつつ、エネルギーや資源の利用、生物多様性の保全等各分野における取組を進めるために、分野ごとに重視すべき点を掲げ、これらを中心に指針をわかりやすく示すことで、各主体の効果的な行動を促進していく。

分野の柱	重視すべき主な視点
エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現	エネルギーの脱炭素化、資源利用の効率化、長期使用、循環的使用、再生可能な範囲での再生可能資源の使用
生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現	生物多様性の保全・回復、持続的利用、価値の認識、地球規模の課題に対応した行動変容
都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現	リスクの最小化のための未然防止、予防、廃棄物の適正処理

各主体に求められる役割

各主体	指針を踏まえて果たすべき役割
東京都	・環境配慮の視点を各施策に内在化し、各主体の環境配慮行動を促進 ・都庁自身の率先的な環境配慮行動の実施
区市町村	・地域特性に応じた環境施策の推進 ・事業主体としての率先的な環境配慮行動の実施
都民	・日常生活における環境配慮行動の具体化 ・行政や事業者等とのコミュニケーション
事業者	・事業活動における環境配慮行動の具体化 ・事業活動等を通じた消費者への環境配慮行動の促進 ・自社環境関連情報の把握、開示
その他団体	・事業活動における環境配慮行動の具体化 ・あらゆる主体への環境情報の提供、取組の働きかけ

環境の確保に関する配慮の指針

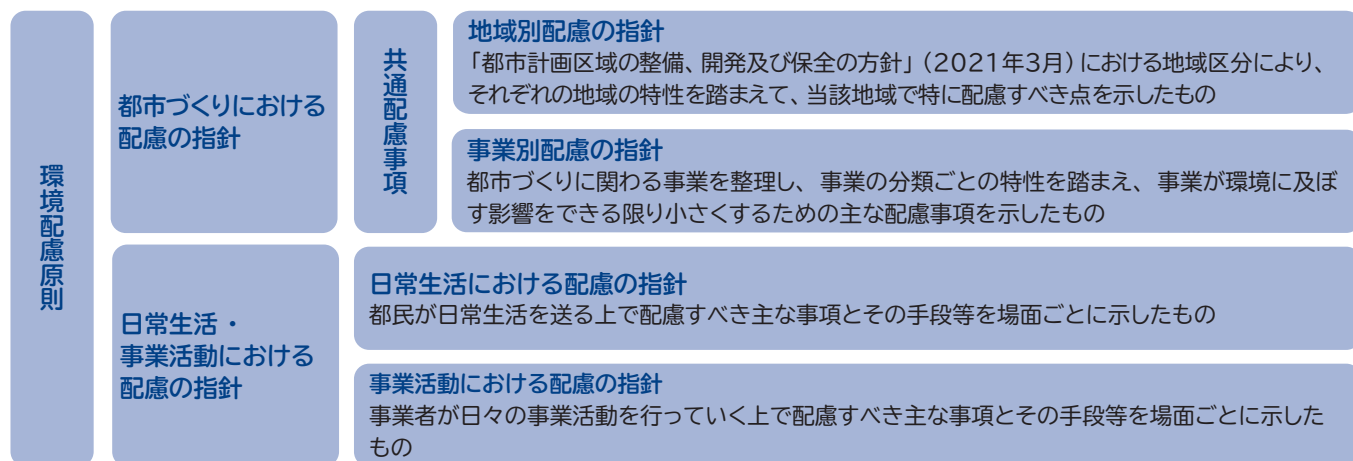
この指針は、行政のみならず、都民・事業者・N G O / N P O 等あらゆる主体が、あらゆる分野の活動において環境配慮に取り組むための考え方を示すものである。この指針に基づき、社会の様々な活動やルールに環境への配慮がビルトインされ、具体化されていくことが期待される。

指針の構成

配慮の指針は、「環境配慮原則」、「都市づくりにおける配慮の指針」、「日常生活・事業活動における配慮の指針」から構成される。

「環境配慮原則」は、都市づくりの計画・事業、日常生活や事業活動における基本的かつ重要な原則であり、「都市づくりにおける配慮の指針」は、都市づくりに関する計画策定や事業実施の際に配慮すべき事項を地域別や事業

別に示したものである。「日常生活・事業活動における配慮の指針」は、あらゆる主体が日常生活や事業活動などのあらゆる活動の場面で、環境面から配慮すべき事項について基本的な考え方を示したものである。各主体がこれら指針を活用し、自主的・自律的に環境に配慮していくことが望ましい。



環境配慮原則

1 都市づくりにおける環境配慮原則

都市づくりに関する計画策定や事業等を実施する上で前提とすべき原則として、回避、低減、修復、代償、創造が重要である。特に、行政や民間事業者等の事業主体が、これらの原則に従うとともに、次の進め方により、環境配慮を徹底していくことが必要である。

【環境配慮原則】

- ①回避 行為の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避すること
- ②低減 行為の実施の程度又は規模を縮小することや適切な対策を講じることにより、行為の実施による影響が最小となるよう低減すること
- ③修復 影響を受けた環境そのものを修復、再生又は回復すること
- ④代償 損なわれる資源又は環境の有する価値について、代替の資源・環境を置換又は提供することにより影響を代償すること
- ⑤創造 行為の実施により新たに豊かな環境を創造するなど、プラス効果を創出すること

【環境配慮の進め方】

- 法令や条例、環境負荷低減のために策定された要綱や指針等を遵守する。
- 周辺地域の環境資源や土地利用状況等の把握を行う。
- 周辺の土地利用との整合を図り、環境への影響を極力小さくするよう、事業の規模、形状、構造等について配慮する。
- 既定の事業計画等であっても、環境保全の視点から必要に応じ見直しを行う。
- 都民等に対して、適切な情報の提供を行う。
- 受託者等に対して、環境配慮の徹底を要請するとともに、適切な情報の提供を行う。

2 事業活動等における環境配慮原則

事業活動等においては、次のような環境における原則をあらゆる主体の活動に徹底することも重要である。

【環境配慮原則】**①予防原則**

環境や健康に影響を与える潜在的な危険性を回避するために、予防措置を行うことは最も重要な原則である。不可逆的な悪影響を防止するためにも、影響が発生する前の早い段階での対応が必要である。

②発生源対策の原則

汚染などの発生源、すなわち原因に最も近いところで対策をしていくことが影響の拡大を防ぎ、抜本的な解決を図るために優先されるべき原則である。

③原因者負担の原則

汚染などの除去及び汚染防止対策に要する費用については、汚染物質の排出者が負担すべきであるという原則である。

④回復あるいは再生原則

過去の活動により損なわれた自然環境などを回復あるいは再生するための活動を行うことも上記の原則とともに優先されるべきである。

都市づくりにおける配慮の指針

「都市づくりにおける配慮の指針」は、行政や民間事業者等が都市づくりに当たって、計画策定や事業実施の際に配慮すべき事項を指針として示すもので、都市づくり全般を対象とする「共通配慮事項」、東京の各地域に示す「地域別配慮の指針」、事業の種類別に示す「事業別配慮の指針」で構成される。配慮項目及び配慮事項は、東京都環境基本計画の内容等を踏まえて設定している。

この指針は、都市づくりに関わる様々な主体が、環境に配慮した持続可能な都市づくりを推進していく上で配慮すべき主な事項を列挙しており、都市づくりの環境配慮を点検するチェックリストとしての機能を果たすことから、環境影響評価制度や事業者が自ら行う自主的な環境影響評価等において活用していく。

1 都市づくりにおける配慮の指針ー共通配慮事項

都市づくりにおける配慮及びその手法などについて、共通の配慮事項及びその指針を示すものであり、本共通配慮事項は、「地域別配慮の指針」及び「事業別配慮の指針」と併せて活用されるよう構成されている。

配慮項目	共通配慮事項	■ 再生可能エネルギー・未利用エネルギーを利用する ■ 蓄電池等の分散型エネルギーリソースを導入する ■ 温室効果ガス（CO₂ 及びその他のガス）の削減を図る
気候変動対策	・都市づくりに当たっては、エネルギー消費量、温室効果ガス排出量が少なくなるような都市構造を目指す。無秩序な開発を抑制するとともに、脱炭素化を考慮した土地利用を促進する。また、国や都が提供する情報を活用し、気候変動の影響やその適応策に関する理解を深めるとともに、将来の気候変動を見据え、ハード・ソフト両面から適応の観点を組み込んだ取組を実施する。 ・都市開発に当たっては、形態、規模を踏まえ、建物用途別のエネルギー需要の特質に合わせた計画を検討し、エネルギー利用の効率化・最適化を図る。エネルギー源の選択に当たっては、エネルギーの特質に応じた有効利用（カスケード利用）を図る。 ・建築物の建設に当たっては、立地に応じたパッシブデザインを検討し、積極的に導入するとともに、屋根・外壁等の高い断熱性能の確保と両立させ、熱負荷の低減を図る。 ・設備の設計に当たっては、省エネ性能の高い機器を導入するとともに、自然エネルギーのパッシブ利用を進め、アクティブ利用とのベストミックスとなる設備計画を検討する。 ・一次エネルギー消費性能及び断熱性能等に関する設計目標を明確化し、しゅん工後の性能検証に関する計画を作成する。 ・建物の効率的な運用に向け、設計部門から管理・運用部門への適切な引継ぎとチューニング（省エネ性能が十分発揮されるような設備等の運用時の調整）の実施計画の作成を行うとともに、使用されるエネルギーを見える化し、適切なエネルギー使用となるようエネルギーマネジメントシステムを導入する。 ・きめ細かな運用ができるよう熱源の台数制御、照明制御等の制御システムを導入する。 ・エネルギー消費量を削減した上で、更に必要なエネルギーについては、太陽光発電をはじめとする再エネ電力、太陽熱や地中熱などの再エネ熱の設備を積極的に導入するほか、域外で作られるものも含めて、再エネ電力を優先して利用する。 ・地域の特性を考慮し、自然の光や風、熱をそのまま活用する自然エネルギーのパッシブ利用に努める。 ・蓄電池等の分散型エネルギーリソースや水素エネルギーを利用する。 ・資源の有効利用や食料供給、森林保全に十分配慮しつつ、地域特性を踏まえたバイオマス資源の活用にも努める。 ・未利用のエネルギー源（清掃工場、下水処理施設、変電所、地下鉄等）についての調査を行い、未利用エネルギーの活用にも努める。 ・熱需要の異なる建物用途がある場合、建物排熱の有効利用を図る。 ・再エネや未利用エネルギーの活用等を推進するためにも、熱や電気の地域供給システムなどを検討し、地域における面的なエネルギー利用の最適化を図る。 ・建築物のノンフロン化・低GWP化を進める。 ・フロン類使用機器を設置する場合は、機器使用時の適正管理に努め、フロン類の漏えいを抑制する。 ・建築物の解体時には、断熱材や冷凍空調機器等のフロン類を適正に回収する。	

配慮項目	共通配慮事項	■ 公共交通機関の利用促進 ■ 物流の効率化 ■ 環境負荷低減に向けた道路ネットワークの形成	■ 自動車利用の抑制 ■ 環境負荷の少ない自動車使用
環境負荷の少ない交通	・公共交通の利用促進や歩きやすいまちづくり、自転車利用環境の充実等、移動手段の脱炭素化を考慮した土地利用を促進する。 ・都市開発等に当たっては、自動車の発生集中交通を予測し、その影響を検討した上で、自動車利用がなるべく少なくなるよう計画する。 ・自転車の利用が促進されるよう、共同利用を含めた施設の設置に努める。 ・荷捌き場や、建物内・外の物流動線の確保など、物流の効率化が図れるような施設計画とする。 ・地域の特性に応じて駐車場の設置を計画する。 ・燃料電池自動車、電気自動車等の環境負荷の少ない自動車の導入促進に向け、水素ステーションや充電設備等のインフラ整備を進める。 ・交通渋滞の解消に向けた道路ネットワークの整備を進める。		

配慮項目	共通配慮事項	■ 資源ロスの削減の促進 ■ 廃棄物の循環利用の更なる促進 ■ 不法投棄対策	■ エコマテリアルの利用の促進 ■ 廃棄物の適正処理
持続可能な資源利用の推進 ／ 廃棄物の適正処理	・ 建設工事における廃棄物の発生をできる限り抑え、資源ロスの削減を図る。 ・ 再生砕石や再生骨材コンクリート、建設泥土改良土などの再生資材及び合法性・持続可能性が確認された木材など低炭素、自然共生、循環型の建設資材や物品等を選択する（「持続可能な調達」を行う）。違法伐採木材等、サプライチェーンに問題のある原材料の使用を回避する。 ・ 建設時の副産物については、徹底的に分別し、可能な限り再利用を進める。建設泥土については、可能な限り、自ら利用するとともに、工事間利用に努める。再資源化施設に搬出する場合は、再資源化後の製品の利用状況を確認する。処分が必要な場合には、適正処理に必要な費用を確保し、責任を持って適正に処理する。解体時における建設廃棄物の再資源化等と適正処理の徹底を図る。 ・ 建築物の計画に当たっては、補修又は改修しやすい構造にするなど、建物の長寿命化を図るよう設計する。 ・ 施設等の運用時に使用する物品等の循環利用が図りやすいように計画する。 ・ 仮設の施設等は再利用ができるような資材の選択、構造、利用の仕組みを考えて計画する。		
配慮項目	共通配慮事項	■ PM 2.5・光化学オキシダント対策の推進 ■ 自動車環境対策	■ NOx・VOCの発生抑制 ■ アスベストの飛散防止
大気環境の向上	・ 工場・事業場等の建設や改修に当たっては、大気汚染物質による周辺への影響を防止する対策を講じる。 ・ 屋外塗装を行う場合は、揮発性有機化合物（VOC）の排出を抑制するため、低VOC塗装を行う。 ・ ボイラーなどの大気汚染物質を発生させる施設・機器を設置する際は、低NOx・低CO₂で環境性能の高い機器の導入を図る。 ・ 自動車の発生集中交通量が增大するような土地利用、都市開発に当たっては、自動車利用の抑制を図るとともに、大気汚染の影響に配慮し、立地・施設計画を立てる。 ・ 建設等工事期間においては、資材運搬車両、建設機械などの排出ガスによる汚染を抑制する。また工期の短縮、建設作業員の通勤等における自動車利用の抑制などを進める。 ・ 建設等工事に伴う粉じんの発生を抑制するとともに、建物の解体・改修に当たってはアスベスト含有建材について、アスベストの調査と最適な飛散防止対策を行う。		
配慮項目	共通配慮事項	■ 化学物質の適正管理 ■ 環境中への放出・漏出の防止	■ 持続可能な土壌汚染対策
化学物質、土壌汚染などによる環境リスクの低減	・ 工場・事業場等の建設や改修に当たっては、VOCをはじめとした化学物質の排出削減や環境リスクの低減を図る設備を導入する。 ・ 土壌汚染の有無を調査し、人の健康リスクに応じて、持続可能な土壌汚染対策を行う。 ・ 有害物質による土壌汚染の発生を未然に防止する対策を講じる。 ・ 基準不適合土壌がある土地において建設工事等を行う場合は、土壌の3R（土壌の場外搬出入量の削減、適正な管理の下での土壌の資源活用、原位置浄化等）を意識して計画的に進める。 ・ 建設等工事期間においては、排水に汚染物質が混濁しないよう管理する。		
配慮項目	共通配慮事項	■ 建設機械、工事用車両等による騒音・振動対策 ■ 周辺地域への日照障害、電波障害、光害、風環境への配慮	■ 悪臭対策
騒音・振動、悪臭対策等	・ 自動車の発生集中交通量が增大する土地利用、都市開発等については、自動車利用の抑制を図るとともに、騒音・振動等の影響に配慮し、立地・施設計画を立てる。 ・ 建設工事等に伴い発生する騒音・振動も抑制する工法を採用するとともに、工事用車両台数の抑制などを進める。 ・ 周辺の建設工事の騒音・振動を考慮した施工管理を行う。 ・ ビルピットを設置する場合には、悪臭の発生を防止するための適正な構造とする。 ・ 土地利用や都市開発に当たっては、周辺環境を十分に調査検討し、周辺地域の様々な環境影響に配慮して、施設の立地を考える。また、周辺地域への影響をより少なくするよう計画する。		

配慮項目	共通配慮事項	■ 既存緑地の保全 ■ 新たなみどりの創出 ■ 希少種の保全	■ 生物多様性に配慮した緑化の推進 ■ 自然環境の保護と適正利用の推進 ■ エコロジカル・ネットワークの保全・創出
生物多様性の保全・みどりの創出	・生きものの生息空間としての緑地や陸水域、干潟や海洋の保全・創出を推進するとともに、希少種の保全を図る。 ・貴重な生きものの生息環境を改変、分断しないように配慮する。 ・新たな植栽を行う際には、緑の質の向上と緑の量の十分な確保に努める。地域に応じた在来種を植栽するなど、生態系に配慮した緑地や水辺を積極的に創出し、民間認証や都の登録緑地制度を目指すなど、生物多様性に配慮したみどりの創出を図る。 ・開発に当たっては、既存の緑地、自然地の最大限の保全を図るように計画し、地域の生態系への影響を回避・低減する。そのままの保全が困難な場合でも、既存の樹木等の移植を検討する。伐採や改変が必要となる場合には、代償措置として可能な限り緑の連続性や生物の生息環境の再生・回復を図る。 ・周辺地域の植生や生態系を踏まえ、生物多様性に配慮したみどりの保全・創出を図り、エコロジカル・ネットワークの形成を図る。 ・河川沿いの緑化や隣接する公園緑地等との一体的整備を進める。 ・人が自然とふれあう場を確保するとともに、森林・緑地の利活用や維持管理に際して、様々な主体の参加を促し、みどりがより身近な存在となるような方策を取る。		

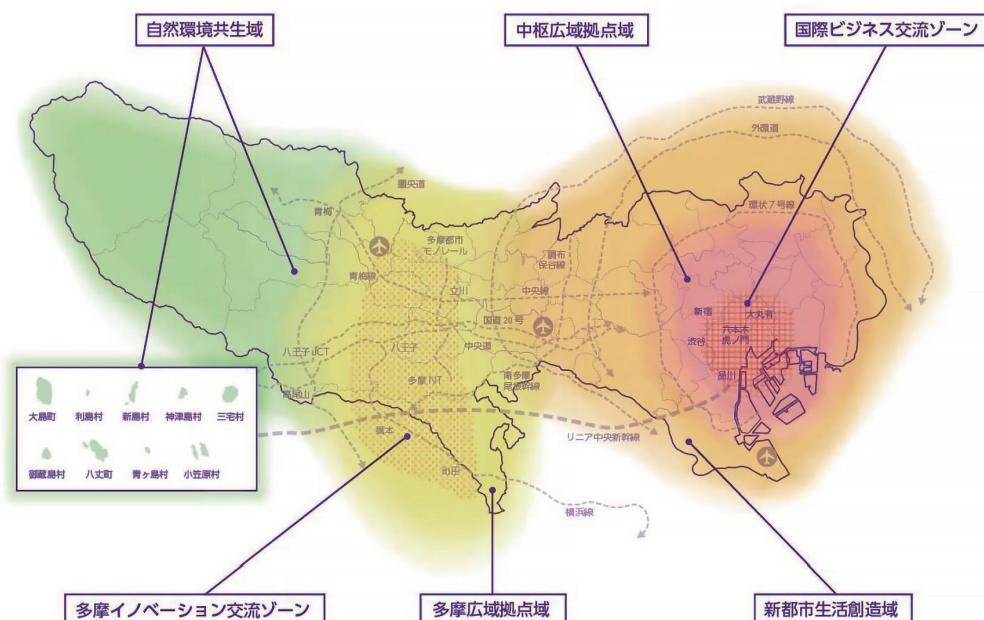
配慮項目	共通配慮事項	■ 雨水浸透による地下水の涵養^{かん} ■ 水資源の有効活用 ■ 水害対策	■ 水の循環利用 ■ 水辺環境の整備
水循環の再生と水辺環境の向上	・水資源の使用を最小とするよう施設を計画する。 ・下水道の未普及地域においては、下水処理計画・能力に応じた開発計画を前提とする。必要な地域では合併処理浄化槽の整備を行う。 ・水辺に放流される水質を向上するため、合流式下水道の改善対策や高度処理等の導入を進める。 ・地域特性に合わせて、積極的に浸透・貯留を進めるとともに、下水処理水を利用した再生水、循環利用水や雨水の利用を進め、そのための施設を整備するなど、水循環の回復を図る。 ・水質に応じた水の有効利用を考える。 ・川や運河を生かしたまちづくりを推進する。河川などの周辺では、水系を軸とした水と緑のネットワークにつながるよう、緑化や水辺の整備を進めるとともに、水辺へのアクセスの確保に努める。 ・集中豪雨等による浸水被害の防止など、安全性の向上に努める。		

配慮項目	共通配慮事項	■ 地域の微気候への配慮 ■ 被覆対策	■ 排熱の抑制 ■ 「風の道」への配慮	■ 緑化
ヒートアイランド対策	・都市開発等に当たっては、地域の微気候を十分検討し、風通しや日射の確保・遮蔽を考えた施設立地、計画を立てる。 ・開発における人工排熱を極力抑制する。 ・緑化を積極的に進める。人工地盤上や壁面の緑化、駐車場などの空間の緑化も積極的に進める。 ・舗装の種類に配慮し、保水性舗装や遮熱性舗装^{ひやし}の使用に努める。 ・歩行者空間の快適性を考慮し、緑陰や庇^{ひさし}を作る、舗装の種類を考える、適度な風通しを確保する、微細ミスト発生装置を設置する、などの対策を取る。			

配慮項目	共通配慮事項	■ 景観への配慮	■ 歴史的・文化的遺産への配慮
景観形成・歴史的・文化的遺産の保全・再生	・都市開発等に当たっては、地域の微気候を十分検討し、風通しや日射の確保・遮蔽を考えた施設立地、計画を立てる。都市としての魅力を高め、首都にふさわしい景観形成に努める。 ・東京都景観計画で定める景観基本軸、景観形成特別地区及び一般地域における対象事業については、景観形成に関する方針及び基準等に配慮した計画とする。 ・東京都景観計画で都市開発諸制度を適用する大規模建築物等については、環境影響評価制度の手続きと並行し、事業の早い段階から協議を行うことにより、統一感のある街区の形成、歴史的建造物の保存や再生及び公開空地や緑地の整備などを図り、良好な景観形成に努める。 ・開発計画地内に歴史的・文化的遺産が存在する場合には、それらの適切な保全等を図る。 ・都選定歴史的建造物及び特に景観上重要な歴史的建造物の周囲100mの建築行為等において、歴史的景観形成の指針に配慮する。		

2 地域別配慮の指針

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（2021年3月）における地域区分により、それぞれの地域の特性を踏まえて、「都市づくりにおける配慮の指針―共通配慮事項」に加え、当該地域において特に配慮すべき点を「地域別配慮の指針」として示す。



3 事業別配慮の指針

都市づくりに関わる事業を整理し、交通施設整備事業、商業・業務施設整備事業などの様々な事業について、種類ごとの特性を踏まえ、「都市づくりにおける配慮の指針―共通配慮事項」に加え、事業が環境に及ぼす影響をできる限り小さくするための配慮事項の主な内容を「事業別配慮の指針」として示す。

事業の種類		対象事業例	
1	交通施設整備	●道路の新設又は改築 ●飛行場の設置又は変更	●鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良
2	河川・運河等整備	●ダム、湖沼水位調節施設若しくは放水路の新築又はせきの新築若しくは改築 ●護岸・堤防などの設置又は改築	
3	埋立・港湾整備	●埋立て、ふ頭の設置など	
4	商業・業務施設整備	●高層建築物の設置 ●新都市基盤整備事業 ●卸売市場の設置又は変更	●市街地再開発事業 ●自動車駐車場の設置又は変更
5	集合住宅・住宅団地等整備	●住宅団地の設置 ●高層建築物の設置	
6	レクリエーション施設等整備	●第二種特定工作物（野球場、陸上競技場、遊園地、墓苑等）の設置又は変更	
7	エネルギー供給施設整備	●発電所又は送電線路の設置又は変更 ●石油パイプライン又は石油貯蔵所の設置又は変更	●ガス製造所の設置又は変更
8	工場の整備	●工場の設置又は変更	
9	廃棄物処理施設・終末処理場の整備	●廃棄物処理施設の設置又は変更	●終末処理場の設置又は変更
10	土地造成事業	●宅地造成・建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成（他に掲げるもの以外） ●土地区画整理事業 ●住宅街区整備事業 ●流通業務団地造成事業	●新住宅市街地開発事業 ●工業団地造成事業
11	採石事業等	●土石の採取又は鉱物の掘採	

地域別配慮の指針 — 中枢広域拠点域（国際ビジネス交流ゾーンを含む） —

地域の特徴と課題

- ・我が国の政治・行政の中心としての中枢機能が高度に集積するとともに、皇居、日比谷公園などが存在するため、歴史ある大規模なみどりと連携させた質の高い緑化や南北崖線の保全・再生を進めていくことが必要である。
- ・隅田川、神田川等、多くの河川や運河があり、また、東京湾にも接している。水質改善の取組に加え、河川沿いや臨海部などでは、河川等の整備と連携させた水辺を楽しめる都市空間の創出を図るとともに、潤いとにぎわいのある水と緑の軸の充実に取り組むことが必要である。
- ・民間の大規模開発で創出された緑化空間と都市公園との質の高い一体的な管理を促進し、建替えに合わせて、地域特性に応じた積極的な緑化を促進すべきである。
- ・市街化の進行で、地表面が建築物、アスファルト等の舗装で覆われるとともに、エネルギー使用の増大で人工排熱が増加し、熱環境を改善する風の動きも阻害されることが多く、熱帯夜が増加するなどのヒートアイランド現象が進行している。都市開発等の機会を捉え、最先端の省エネ技術の導入や地区や街区単位でのエネルギーの効率的な利用の促進が重要である。あわせて、遮熱性舗装や緑化等によるクールスポットの創出などにより、ヒートアイランド対策を推進していくことが必要である。
- ・中枢広域拠点域は、これまでの形成過程などにより各地域の様相が異なっているため、それぞれの地域特性を踏まえ、その歴史的・文化的特質や自然環境、土地利用を把握し、地域の特性を十分に生かした環境整備を進めることが必要である。
- ・国際ビジネス交流ゾーンは、中枢広域拠点域の中でも特に高次の中枢業務機能が比較的厚く面的に広がっているため、近年、世界的な潮流となっている SDGs の視点も含めた都市づくりが期待される。

主な配慮事項

気候変動対策	・開発や建築など、都市更新の時期に合わせて、よりエネルギー効率の良い都市構造や建物へと更新していくことで、中枢広域拠点域全体のエネルギー消費量、温室効果ガス排出量を削減していく。 ・開発等に当たっては、都市開発による温室効果ガス排出量や自動車交通量の低減を図る。拠点開発等を効率的に進めることでエネルギー効率の良い都市構造としていく。 ・多様な都市機能が集積していることから、地域冷暖房などによるエネルギーの面的利用の活用に努めていく。 ・建物の利用に当たって、街区内等で連携した効率的なエネルギーマネジメントができるよう十分配慮する。
環境負荷の少ない交通	・今後も大規模な都市開発が進行することから、高度に発達した公共交通網や通勤・通学のみならず多様なニーズに対応する自転車等を十分生かすことに留意して、自動車交通に過度に依存しないよう計画する。
大気環境の向上	・自動車の発生集中交通量が増大する土地利用及び都市開発に当たっては、自動車利用の抑制や平準化等を考慮した計画とすることにより大気環境の向上を図る。
生物多様性の保全・みどりの創出	・地域内に残されたみどりの保全に努めるとともに、建替えなどを契機とした緑地の創出を行い、公園などの緑地や河川を軸とするエコロジカル・ネットワークの保全と回復を進める。 ・オフィスビル等において、生態系に配慮した緑化や緑地に生きものを呼び込む取組に努める。 ・緑化計画の策定に当たっては、地域の在来植物を中心とし、生物多様性に配慮した緑化を検討する。 ・特にみどりの少ないエリア北部や東部の木造住宅密集地域では、緑化スペースの創出や生垣緑化等による積極的な緑化を推進する。 ・空地が少ない地域でも、限られた空間を生かした屋上緑化・壁面緑化等を推進する。 ・臨海エリアでは、その特色を生かした公園・緑地の整備に努める。 ・海上公園等を活用し、干潟の保全、砂浜等の拡充、近自然型護岸等の整備等を進め、自然とのふれあいの場を拡充する。
水循環の再生と水辺環境の向上	・特に大規模開発等では、積極的な雨水利用や広域循環供給地域での下水再生水の利用を進める。 ・小河川の再整備、河川緑化を進める。また、街づくりの重要な要素として水辺空間の活用を図るため、親水性のある水辺空間の創出に努める。
ヒートアイランド対策	・ヒートアイランド現象が顕在化、深刻化している地域であることから、ヒートアイランド対策を積極的に推進する。
景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	・東京の成り立ちを伝える街並みや建造物、多様な個性と特徴ある地域、台地と低地がつくる地形の起伏や崖線による緑の帯など、本地域の各所に存在する、これら個々の景観特性を際立たせ、首都にふさわしい魅力的で多様性に富んだ景観形成を図る。 ・臨海部では、海辺の自然と共生しながら、東京の玄関口としてふさわしい風格ある新たな景観形成を図る。 ・隅田川、神田川及びその周辺地域では、地域に残る歴史的景観資源等を生かしながら、川沿いの街並みと調和した景観形成を図る。 ・文化財庭園等景観形成特別地区では、庭園からの眺望景観を保全し、庭園の持つ歴史的景観資源等を保全・継承する。

地域別配慮の指針 ―新都市生活創造域―

地域の特徴と課題

- ・住宅地を主体としつつ、地域の中心拠点としてにぎわいを見せる個性的なまちや、河川、農地、大規模な公園など、うるおいのある水と緑に恵まれたまち、住と工の融合した活気あるまち、コンテンツ産業などが集積したまちなど、多様な表情を持つ中で、東京の都心居住を支える地域である。
- ・戦後から高度経済成長期にかけて東京への人口・産業の集中に伴い、宅地・マンション開発等が進行し、急激に住宅を中心として市街化が進行した。このため、道路等の都市基盤整備が立ち遅れ、木造住宅密集地域が形成されるとともに、中小河川沿いでは豪雨時に都市型水害が発生するなど、安全・生活環境上の課題を抱える市街地が見られる。
- ・環状7号線や8号線をはじめ、幹線道路沿道地域では、大気汚染や騒音・振動の防止・緩和に継続して取り組む必要がある。
- ・みどりの骨格となる都市計画公園や河川沿いの緑地、街路樹等の整備に加え、大規模団地の建替えによる緑化や、国分寺崖線沿いの樹林や湧水の保全に努める必要がある。
- ・東北部地域、環状8号線周辺の北部と南部など区部周辺部には、農地が残存しており、こうした農地を保全して緑豊かな住環境を維持・形成していくことが求められている。
- ・荒川、隅田川、江戸川等の主要河川を抱えている。水質は改善傾向にあり、テラスや緩傾斜堤防等による水辺の整備も進んできているが、一層の水質改善や緑豊かな水辺環境整備が課題となっている。
- ・石神井川をはじめとする中小河川沿いでは、都市型水害に対する安全性の向上と併せ、親水空間の充実とともに緑豊かな水辺環境整備等に取り組む必要がある。また、歴史的な下町の街並みやにぎわい、文化的資源を生かした街づくりを進めることも必要である。



主な配慮事項

気候変動対策

- ・地域の拠点となる主要な駅周辺における開発では、エネルギー効率の高い建物へと更新していくことで、建物単体としてのエネルギー消費量、温室効果ガス排出量を削減していく。
- ・市街地周辺には、中小規模の建物が密集していることから、施設の規模や用途を踏まえた再エネの導入を図る。
- ・エネルギー消費量を削減した上で、更に必要なエネルギーについては、域外で作られるものも含めて、再エネ電力を優先して利用する。
- ・建物の利用に当たって、効率的なエネルギーマネジメントができるよう十分配慮する。

大気環境の向上

- ・幹線道路沿道地域では、大型貨物をはじめとする自動車に起因する大気汚染等の影響を低減するため、緩衝緑地帯の設置等に努める。

生物多様性の保全・みどりの創出

- ・市街地に残された屋敷林・雑木林・農地・用水等のみどりの一体的な保全に努める。
- ・生きものの生息・生育空間となる新たな緑地の創出に努め、崖線、公園、河川・用水・湧水、街路樹を軸とするエコロジカル・ネットワークの保全・回復を進める。
- ・緑化計画の策定に当たっては、地域の在来植物を中心とし、生物多様性に配慮した緑化を検討する。
- ・地域に残る農地について、生産緑地制度をはじめ、様々な手法を導入して、農地の保全に努めるとともに、農地を生かした街づくりを進める。

水循環の再生と水辺環境の向上

- ・崖線や河川沿いに残る湧水を保全し、身近な自然とのふれあいの場として活用を図る。
- ・中小河川における身近な水辺環境の復元や清流復活を進め、良好な水辺環境を形成する。

ヒートアイランド対策

- ・東部の河川沿い、多摩川沿いの地域では、海からの風や河川沿いの風の通り道を確保するように、風環境にも配慮しつつ、構築物やみどりの配置・規模を検討する。
- ・ヒートアイランド現象が深刻化するおそれのある地域であることから、既存のみどりの保全など、予防策を講じていく。

景観形成 歴史的・文化的 遺産の保全・再生

- ・郊外の鉄道沿線の特色ある街並み、歴史性・文化性に富んだ景観、新旧住宅地を中心とした街並み、河川や公園による水郷景観、雑木林や農地等が残る東京の原風景など、本地域の各所に存在する、これら個々の景観特性を生かした景観形成を図る。
- ・国分寺崖線では、広域的に連続する緑や崖線が生み出す湧水などの自然環境、多くの寺社や史跡等の歴史的資源、更には水車や水田、わさび田などの文化的資源の保全を図りながら、これらの資源と調和した景観形成を図る。
- ・神田川及びその周辺地域では、地域に残る歴史的景観資源等を生かしながら、川沿いの街並みと調和した景観形成を図る。
- ・玉川上水では、水と緑を带状に連続させ親水空間の拡張を図るとともに、周辺地域に残る歴史的景観資源等を生かし、季節感や潤いが感じられる景観形成を図る。

地域別配慮の指針 ー多摩広域拠点域（多摩イノベーション交流ゾーンを含む）ー

地域の特徴と課題	・多様な都市機能が集積する八王子、立川などを中心として、丘陵地では豊かな住環境を有する住宅地や緑が広がり、大学、研究機関、先端技術産業などが数多く立地し、産学公連携が進みつつある。消費地への近接性を生かした都市農業も行われるなど、多様性を持つ地域である。 ・東部には、多摩川、玉川上水、国分寺崖線など、貴重な水辺と自然が残されており、エリア内に点在する雑木林、屋敷林、野川の清流、崖線の緑、湧水などが武蔵野特有の風景を作り出している。 ・東部の市街地内や北部の狭山丘陵の南側、五日市街道の周辺等には、まとまった農地が残されているが、農業者の高齢化と後継者不足などにより、休耕地や適正に肥培管理されていない農地が増加する傾向にある。 ・南部には、三浦半島に連なる丘陵地があり鶴見川等の源流を有するなど、豊かな緑が残っているところも多い。良好な自然環境の保全と活用を図ることが課題となっている。 ・丘陵地や里山、屋敷林などの豊かな緑が減少し、斜面緑地の保全やスプロールの防止が必要な地域も見られるため、駅や生活の中心地から離れ、公共交通の利便性が低い地域では、新たな宅地化を抑制し、公園や緑地・農地などが広がるみどり豊かな環境を保全・形成していく必要がある。 ・みどりの骨格となる都市計画公園や河川沿いの緑地等の整備に加え、多摩丘陵や狭山丘陵などにつながるみどりを保全・創出することで、みどりに厚みを持たせていく必要がある。	
主な配慮事項	気候変動対策	・多様な用途の建築物があることから、地区または街区におけるエネルギー融通を検討するとともに、エネルギー効率の高い建物へと更新していくことで、エネルギー消費量、温室効果ガス排出量を削減していく。 ・太陽光発電のほか、太陽熱や地中熱などの再生エネのポテンシャルを有していることから、積極的な導入を図る。 ・蓄電池等の活用により、地区または街区における最適なエネルギーマネジメントに努めていく。
	大気環境の向上	・工場・事業場や運搬車両による大気汚染物質の排出を抑制し、大気環境の向上に努める。
	化学物質、土壌汚染などによる環境リスクの低減	・新たな先端産業工場や研究施設の立地に当たっては、有害化学物質による汚染の未然防止措置を講じる。
	生物多様性の保全・みどりの創出	・市街地に残された屋敷林・雑木林・農地・用水等のみどりの一体的な保全に努め、生きものの生息・生育空間となるエコロジカル・ネットワークの保全・回復を進める。 ・丘陵地は、地形上からも既存の自然地の保全が重要であるが、一方で、開発が進行しているところも多く、雑木林や谷戸などの自然地を確保することが必要であり、特段の配慮を行う。 ・丘陵地では、新規の開発を可能な限り避ける。ただし、やむを得ず開発を行う場合には、計画的に行い、まとまりとつながりのある形でみどりを保全する。 ・緑化計画の策定に当たっては、地域の在来植物を中心とし、生物多様性に配慮した緑化を検討する。 ・地域に残る農地について、生産緑地制度をはじめ、様々な手法を導入して、農地の保全に努めるとともに、農地を生かした街づくりを進める。 ・道路や河川の整備に合わせて、つながりのあるみどりを創出していく。
	水循環の再生と水辺環境の向上	・崖線や河川沿いに残る湧水を保全し、身近な自然とのふれあいの場として活用を図る。 ・採石場等からの水質汚濁等の防止に努める。 ・下水道整備計画がない地域などにおいては、窒素・りん除去型の合併処理浄化槽などの設置を進め、生活排水の処理を徹底する。 ・河川改修に当たっては、多自然型工法の採用により、生物の生息環境や自然景観の保全と回復に努める。
	ヒートアイランド対策	・河川沿いの地域では、河川沿いの風の通り道を確保するなど、風環境にも配慮しつつ、風環境を生かした構造物やみどりの配置・規模を検討する。 ・今後、ヒートアイランド現象が深刻化するおそれがある地域であることから、既存のみどりの保全など、予防策を講じていく。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	・丘陵地の特性である尾根筋の緑や里山の景観を保全しながら、都市開発により作られていく新しい景観を、豊かな自然を有する丘陵地の景観特性に調和したものとなるよう形成を図る。 ・国分寺崖線では、広域的に連続する緑や崖線が生み出す湧水などの自然環境、多くの寺社や史跡等の歴史的資源、更には水車や水田、わさび田などの文化的資源の保全を図りながら、これらの資源と調和した景観形成を図る。 ・玉川上水では、水と緑を带状に連続させ親水空間の拡張を図るとともに、周辺地域に残る歴史的景観資源等を生かし、季節感や潤いを感じられる景観形成を図る。

地域別配慮の指針 ―自然環境共生域―

地域の特徴と課題

●多摩西部地域

- ・多摩山間部は、都心部に近接した豊かな自然が残された森林を有し、隣接県の山間部と一体となって水や豊かな自然環境を保全しており、日帰り登山やハイキングなどの観光ルートや天然温泉、さらに奥多摩湖や渓谷など、人々の憩いを創出するなど多様な役割を担っている。
- ・水資源の涵養や大気浄化、動物の生息域など多面的な機能を担う大規模な緑空間として、都民・企業との連携や協働を図りながら、森林の復活を図っていく必要がある。
- ・森林の再生や野生動植物の保護管理に努めつつ、恵まれた自然環境を生かしながら、豊かな自然と共生する地域の形成が課題となっている。
- ・西多摩地域など、都民や企業等と連携した森林保全・利用の推進や、周遊ルートなど自然と調和したレクリエーション活動のための環境整備、自然を学び体験する場の創出などが求められている。



●島しょ地域

- ・富士箱根伊豆国立公園、世界自然遺産にも登録された小笠原国立公園を含む地域である。また、我が国の領海の約12%を占める海域を抱え、火山と特有の気候条件で形成された地形と植生を有する、大小の島々からなる豊かな自然に恵まれた地域である。豊かな海洋資源と独自の文化を持ち、自然体験型の観光などを求める来訪者を受け入れている。
- ・貴重な自然環境の保全と、観光などによる持続可能な活用との調和が課題となっている。



主な配慮事項

気候変動対策

- ・施設等の整備に当たっては、エネルギー消費を最小とするように計画する。特に、自然環境の豊かな立地特性を生かし、自然エネルギーのパッシブ及びアクティブ利用、森林保全に十分配慮しつつ、地域特性を踏まえたバイオマス利用など、再エネの導入を積極的に進め、自立的なエネルギー環境を目指す。

生物多様性の保全・みどりの創出

- ・農地や林地などを適切に維持管理し保全に努める。
- ・森林の保全に努め、貴重な野生動物の生息環境や植物の生育環境の回復を図る。
- ・島しょ地域に特有な海洋性気候や火山などに由来する自然環境を、極力保全する。
- ・施設等の整備に当たっては、自然環境に与える影響を最小限にとどめる。
- ・自然保護と観光との調和を図るため、自然公園を適正に管理・利用する。
- ・農林水産業等による自然環境の活用にあたっては、自然環境に影響を及ぼさないよう、十分な配慮を行う。
- ・荒廃した森林については、間伐等により健全な森林へ再生を図る。
- ・豊かな自然環境を生かし、自然とふれあい、親しむ場の確保に努める。
- ・島しょ地域では特に、固有の野生動植物の保護と、その生育・生息環境の保全に努める。

水循環の再生と水辺環境の向上

- ・公共下水道や特定環境保全公共下水道等の整備、窒素・りん除去型の合併処理浄化槽などの設置により、水源地域の湖や河川の水質を保全する。
- ・島しょ地域では、生活排水による海洋の水質汚濁を防止するため、下水道の整備又は合併処理浄化槽の設置を行う。
- ・河川改修にあたっては、多自然型工法の採用などにより、水質浄化能力の保持と生きものの生息環境の保全を図る。
- ・水源の涵養と災害の防止のための育林や造林などを計画的に推進する。

ヒートアイランド対策

- ・地域のみどり等が有するクールスポットとしての機能の維持に努める。

景観形成 歴史的・文化的 遺産の保全・再生

- ・山岳や渓谷などの自然美、地域に根ざした民家や生活文化、植林地が広がる山並み、美しい海岸線、島しょに伝わる歴史・文化など、本地域の各所に存在する、これら個々の景観特性を生かした景観形成を図る。

事業別配慮の指針

1 交通系施設整備

気候変動対策	- 道路やその他の施設においては、LED照明等の省エネ型の街路灯を導入するなど、エネルギー消費量、温室効果ガス排出量の抑制に努める。 - 鉄道・軌道、モノレールの整備に当たっては、省エネルギー型車両の導入、駅舎・車内の照明・冷暖房への省エネ型機器の使用などにより、省エネ・エネルギーマネジメントに努める。また、電力使用に当たっては、再エネの利用を積極的に選択する。 - 飛行場の設置、整備等に当たっては、施設内でのエネルギー消費が最小になるよう計画するとともに、施設利用者が公共交通を利用しやすいように計画する。
環境負荷の少ない交通	- 道路ネットワークの整備に当たっては、交通流が円滑になるよう、また同時に交通を分散させるように計画する。 - 各施設の整備に当たっては、公共交通の利用促進、自動車交通量の抑制につながるよう計画する。また、道路整備、改修に当たっては、幅員に応じて、極力自転車走行空間の確保を図る。
大気環境の向上	- 道路の構造を選定する際には、走行に伴う周辺地域への大気汚染に十分配慮する。 - 道路の地下化を選択する際には、トンネルから排出される自動車排出ガス低減対策の導入に努める。
騒音・振動、悪臭等	- 道路や鉄道の構造を選定する際には、走行に伴う周辺地域への騒音・振動の防止に十分配慮する。 - 道路の整備に当たっては、可能な限り、低騒音舗装の実施、植樹帯の設置、遮音壁の設置などを行う。 - 空港の整備、飛行ルートの設定に当たっては、周辺地域への騒音等の防止に十分配慮する。 - 鉄道の整備に当たっては、低騒音車両の導入やロングレール化、遮音壁の設置などの対策を図り、騒音・振動の低減に努める。 - 高架や建築物等を建設する場合は、周辺地域の日照阻害の防止及び風環境に配慮する。 - 高架や建築物等により、電波障害が生じる場合には対策を講じる。 - 高架や建築物の外壁の素材や塗装、屋外照明等について配慮し、周辺に光害を及ぼさないよう努める。
生物多様性の保全・みどりの創出	- ルートの選定に当たっては、自然環境への影響を最小限にするよう努める。 - 建築物を整備する場合は、その建築物上や壁面などでの緑化について、維持管理や効果を検討し、緑化に努める。緑化に当たっては、地域に応じた在来種の植栽に努め、生物多様性に配慮したみどりの創出を図る。 - 道路や鉄軌道敷地、空港敷地を、極力緑化する（敷地内の空地、緩衝帯、法面など）。また、骨格となる都市施設（道路、公園、河川等）の整備と、その整備等を契機とした周辺のまちづくりにおいて、環境軸（みどり豊かな都市空間のネットワーク）の形成を進める。
水循環の再生と水辺環境の向上	- トンネル等、地下構造物の建設に当たっては、地下水脈への影響に配慮する。 - 整備に当たっては、人工的な被覆部分を極力減らすこと又は透水性舗装に努め、雨水浸透を図る。 - 水辺に近接する場合には、水辺への影響を極力抑える。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。 - 地下鉄等の浸水被害の防止など、安全性向上に配慮した施設整備を進める。
ヒートアイランド対策	- 建築物等を整備する場合には、風の流れや日射の状況等、地域の微気候に配慮する。 - 緑化を推進し、緑陰の確保や、蒸散作用が発揮されるようにする。 - 保水性舗装や遮熱性舗装の実施、駐車場や鉄道敷の緑化など、熱環境を緩和する地表面被覆の使用に努める。 - 歩行者空間については、特にその快適性に配慮して対策を講じる。
景観形成 歴史的・文化的 遺産の保全・再生	- 地域の景観特性に配慮した計画とし、周辺地域と調和した景観形成を図る。 - 自然環境及び歴史的景観資源等の保全を図りながら、これらの資源を生かした景観形成に努める。
工事期間中の配慮	- 工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 - 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

事業別配慮の指針

2 河川・運河等整備

気候変動対策	河川の水位差などを利用した小水力発電や河川熱などの再エネ・未利用エネルギーの利用を検討する。
生物多様性の保全・みどりの創出	- 河川・運河等の整備・改修に当たっては、みどりを保全・創出するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。 - 水生生物や水辺生物が生息しやすい護岸、水深、河床構造等を採用するとともに、必要なところでは魚道を整備するなど、生きものの生息空間の確保に努める。
水循環の再生と水辺環境の向上	- 河川水量の回復に努める。浸透性が高く、植栽可能な護岸とするなど、水循環の再生を図る。 - 河川が環境の保全に果たす多様な機能に着目し、多自然川づくりを進める。 - 水辺へのアクセスの確保に努める。 - 堆積した汚泥のしゅんせつ等の対策を実施することなどにより、水質汚濁対策を進める。 - 集中豪雨・高潮等による浸水被害の防止など、安全性向上に配慮した施設整備を進める。
ヒートアイランド対策	- 川沿いの風の通り道に配慮して整備を行う。 - 河川の熱環境緩和作用を活用するため、水辺の緑化に努める。
景観形成 歴史的・文化的 遺産の保全・再生	- 地域の景観特性に配慮した計画とし、河川・運河と調和した街並み景観形成を図る。 - 自然環境及び歴史的景観資源等の保全を図りながら、これらの資源を生かした景観形成に努める。
工事期間中の配慮	- 工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 - 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

事業別配慮の指針

3 埋立・港湾整備

気候変動対策	- エネルギー消費・温室効果ガス排出を伴う施設等の整備に当たっては、その消費、排出が最小になるよう、計画する。 - 省エネ性能の高い機器や設備を導入する。 - 必要なエネルギーについては、再エネの活用を積極的に選択する。
大気環境の向上	- 施設の稼働に伴う、大気汚染の発生を防止する。 - 入港船舶からの大気汚染物質の更なる排出抑制を図る。
生物多様性の保全・みどりの創出	- 海辺の立地条件にあった公園・緑化の整備に努める。 - 近自然型護岸などにより、水生生物や水辺生物の生息環境の整備に努める。 - 海上公園等を活用し、自然とのふれあいの場を拡充する。
水循環の再生と水辺環境の向上	- 施設の稼働に伴う、水質汚濁の発生を防止する。 - 埋立て等による海域、海流の変化により水質汚濁が生じることを防止する。 - 埋立て等による海域や海流の変化により、生態系に影響を及ぼさないよう努める。 - 台風・豪雨等による土砂災害や高潮等による浸水被害の防止など、安全性向上に配慮した施設整備を進める。
ヒートアイランド対策	- アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、遮熱性・保水性のある舗装を採用するよう努める。 - 緑地を極力、確保・創出する。
景観形成 歴史的・文化的 遺産の保全・再生	- 地域の景観特性に配慮した計画とし、周辺地域と調和した景観形成を図る。 - 自然環境及び歴史的景観資源等の保全を図りながら、これらの資源を生かした景観形成に努める。
工事期間中の配慮	- 工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 - 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

事業別配慮の指針	
4 商業・業務系施設整備 / 5 集合住宅・住宅団地等整備 / 6 レクリエーション施設等整備	
気候変動対策	・高い断熱性能を持った屋根・外壁・窓を導入する。 ・省エネルギー性能の高い機器や設備を導入する。 ・きめ細かな運用ができるよう熱源の台数制御、照明制御等の制御システムを導入する。 ・使用されるエネルギーを見える化し、適切なエネルギー使用となるよう、エネルギーマネジメントシステムを導入する。 ・建物用途に応じて、太陽エネルギー（光・熱）や地中熱など、再エネの活用を図る。 ・再エネ電力・熱の選択を検討し、積極的な利用に努める。
環境負荷の少ない交通	・自動車を利用する場合には、効率的な利用が可能となるよう、対策を立てる。 ・ZEV 普及を支える社会インフラとして充電器整備を促進する。
大気環境の向上	・自動車への依存を抑制するため、なるべく公共交通機関が利用できる場所での立地を選択する。 ・施設による発生集中交通量を予測し、その影響について検討する。影響が大きい場合には、その業務形態や施設の内容等を再検討する（特に商業・業務施設）。 ・駐車場の整備計画やアクセス路等を十分検討し、近隣への影響を防止するよう努める。なお、地下駐車場の整備に当たっては排気口の位置や高さに配慮する。 ・施設を計画する際には、極力、大気汚染物質の排出のない設備を選定する。やむを得ず大気汚染物質の排出がある設備を選定した場合でも、最新型・超高効率・排出ガス低減装置付きのものを選定するなど、大気汚染物質の排出を防止するよう配慮する。 ・施設の稼働に伴う大気汚染による周辺地域への影響が極力少なくなるよう配慮する。 ・施設の利用者や就業者等が公共交通や自転車を使用しやすいような施設の整備に努める。
騒音・振動、悪臭等	・周辺地域の土地利用に合わせ、施設の稼働や運搬車両による騒音や振動等による周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭による周辺への影響を防止する。 ・周辺地域の土地利用や地域特性に応じて、周辺への日照阻害の防止に努める。 ・住宅団地における日照の確保に努める。 ・高層建築物の建設に当たっては、周辺地域への風環境に配慮する。 ・高層建築物の建設に当たっては、周辺地域への電波障害に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。 ・外壁の素材や塗装、照明等に配慮し、周辺に光害を及ぼさないように配慮する。特に、住宅地に対する影響に配慮する。
生物多様性の保全・みどりの創出	・施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 ・建築物を整備する場合は、その建築物上や壁面などでの緑化について、維持管理や効果を検討し、緑化に努める。 ・緑化を行う際には、地域に応じた在来種の植栽に努め、民間認証や都の登録緑地制度を目指すなど、生物多様性に配慮したみどりの創出を図る。
水循環の再生と水辺環境の向上	・地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う（浸透面の確保又は浸透トレンチや浸透ますなどの浸透施設の設置）。 ・トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。 ・ディスポーザーの設置に当たっては、下水道への負担のかからない処理施設を設ける（主として住宅用途）。 ・水辺に近接する場合には、豊かな水辺空間の創出を図るため、水辺の緑地の保全・創出を図る。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。 ・大規模地下街等の浸水被害の防止など、安全性向上に配慮した施設整備を進める。
ヒートアイランド対策	・アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、遮熱性・保水性のある舗装を採用するよう努める。 ・緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。 ・ヒートアイランド対策に配慮した建築設備の採用や建材、塗料等の使用に努める。 ・風の通り道に配慮して建物、緑地等の配置を計画する。
景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	・地域の景観特性に配慮した計画とし、周辺地域と調和した景観形成を図る。 ・自然環境及び歴史的資源等の保全を図りながら、これらの資源を生かした景観形成に努める。 ・建築物等による圧迫感の軽減に努める。
工事期間中の配慮	・工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

事業別配慮の指針

7 エネルギー供給施設整備

気候変動対策	・太陽光発電のほか、太陽熱や地中熱、地域特性・持続可能性を踏まえたバイオマス資源の活用や排熱等の未利用エネルギーなど、多様なエネルギー源を有効に活用する。 ・温室効果ガスの排出抑制を図る。 ・エネルギーの特質に応じた供給を行う。 ・エネルギーの地域供給システムを検討し、面的なエネルギー利用の最適化を図る。 ・域外に電源を整備する際は、設備設置地域への貢献についても考慮する。 ・省エネ性能の高い機器や設備を導入する。 ・施設自体を維持管理するためのエネルギー使用についても、建物の特性や熱需要の特性を考慮して、最適化・効率化を図る。 ・従来利用されていない未利用エネルギーが発生する場合など、当該地及び周辺に供給が可能なかを調べ、積極的な活用を図る。 ・熱需要の異なる建物用途がある場合、建物排熱の有効利用を図る。 ・より効率的なエネルギー供給に向け、計画の作成を行うとともに、計量、計測を行ってモニタリングを行い、その結果を生かしていく。
環境負荷の少ない交通	・自動車を利用する場合には、効率的な利用が可能となるよう、対策を立てる。
大気環境の向上	・供給設備機器の稼働に伴う大気汚染の発生を防止する。 ・施設を計画する際には、極力、大気汚染物質の排出のない設備を選定する。やむを得ず大気汚染物質の排出がある設備を選定した場合でも、最新型・超高効率・排出ガス低減装置付きのものを選定するなど、大気汚染の発生を防止できる設備を選定する。
生物多様性の保全・みどりの創出	・施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 ・建築物を整備する場合は、その建築物上や壁面などでの緑化について、維持管理や効果を検討し、緑化に努める。緑化に当たっては、地域に応じた在来種の植栽に努め、生物多様性に配慮したみどりの創出を図る。
水循環の再生と水辺環境の向上	・地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う（浸透面の確保又は浸透トレンチや浸透ますなどの浸透施設の設置）。 ・トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。 ・水辺に近接する場合には、水辺への影響を極力抑える。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。
ヒートアイランド対策	・大気中への排熱を抑制するため、熱の有効利用に努める。 ・アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、遮熱性・保水性のある舗装を採用するよう努める。 ・緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。 ・ヒートアイランド対策に適した建材や、塗料等の使用に努める。 ・ヒートアイランド対策に配慮した建築設備の採用に努める。 ・風の通り道に配慮して建物、緑地等の配置を計画する。
景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	・地域の景観特性に配慮した計画とし、周辺地域と調和した景観形成を図る。 ・自然環境及び歴史的資源等の保全を図りながら、これらの資源を生かした景観形成に努める。
工事期間中の配慮	・工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

事業別配慮の指針

8 工場の整備 / 9 廃棄物処理施設・終末処理場の整備

気候変動対策	・形態、規模を踏まえ、建物用途別のエネルギー需要の特質に合わせた計画を検討し、エネルギー利用の効率化・最適化を図る。処理工程でのエネルギー使用についても、同様に効率化・最適化していく。エネルギー源の選択に当たっては、エネルギーの特質に応じた有効利用（カスケード利用）を図る。 ・再エネ設備の導入や再エネの利用を積極的に選択する。 ・廃棄物や下水汚泥の焼却により発生する廃熱の利用による発電、地域冷暖房や公共施設等への熱供給など、周囲の施設等への供給を含め、エネルギーの有効利用を図る。
環境負荷の少ない交通	・自動車を利用する場合には、効率的な利用が可能となるよう、対策を立てる。
大気環境の向上	・施設の稼働に伴う大気汚染の発生を防止する。 ・施設を計画する際には、極力、大気汚染物質の排出のない設備を選定する。やむを得ず大気汚染物質の排出がある設備を選定した場合でも、最新型・超高効率・排出ガス低減装置付きのものを選定するなど、大気汚染物質の排出を防止するよう配慮する。
騒音・振動、悪臭等	・周辺地域の土地利用に合わせ、施設の稼働や運搬車両による騒音や振動等による周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭による周辺への影響を防止する。 ・地域特性や周辺の土地利用に応じて、周辺への日照阻害の防止に努める。 ・煙突などの施設による電波や風への影響に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。 ・外壁の素材や塗装、照明等に配慮し、周辺に光害を及ぼさないように配慮する。特に、住宅地に影響を及ぼさないよう配慮する。
生物多様性の保全・みどりの創出	・施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合は、その現況を十分調べ、保全を検討する。 ・建築物を整備する場合は、その建築物上や壁面などでの緑化について、維持管理や効果を検討し、緑化に努める。緑化に当たっては、地域に応じた在来種の植栽に努め、生物多様性に配慮したみどりの創出を図る。
水循環の再生と水辺環境の向上	・污水处理の適正化を図り、施設からの排水等による水質汚濁を防止する。 ・地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う（浸透面の確保又は浸透トレンチや浸透ますなどの浸透施設の設置）。 ・トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。 ・水辺に近接する場合には、水辺への影響を極力抑える。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。
ヒートアイランド対策	・アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、遮熱性・保水性のある舗装を採用するよう努める。 ・緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。 ・ヒートアイランド対策に適した建材や、塗料等の使用に努める。 ・ヒートアイランド対策に配慮した建築設備の採用に努める。 ・風の通り道に配慮して建物、緑地等の配置を計画する。
景観形成 歴史的・文化的 遺産の保全・再生	・地域の景観特性に配慮した計画とし、周辺地域と調和した景観形成を図る。 ・自然環境及び歴史的資源等の保全を図りながら、これらの資源を生かした景観形成に努める。
工事期間中の配慮	・工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

事業別配慮の指針

10 土地造成事業

大気環境の向上	・ 建設機械の稼働に伴う粉じんの飛散や、大型車両の走行等により発生する排出ガス、粉じんなどが周辺環境に及ぼす影響を防止する。
生物多様性の 保全・みどりの創出	・ 施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 ・ 土工量は、最小限にするとともに、造成法面は極力緑化する。 ・ 樹木の移植や、表土の植栽用土への再利用等により、動植物の生息基盤の確保・保全を行うとともに、必要に応じて新たに動植物の生息・生育環境の創出を図る。
水循環の再生と 水辺環境の向上	・ 整備に当たっては、緑地を確保するなど、人工的な被覆部分を極力減らし、雨水浸透を図る。 ・ 水辺に近接する場合には、水辺へのアクセスを確保するよう努める。
ヒートアイランド対策	・ アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、遮熱性・保水性のある舗装を採用するよう努める。 ・ 緑化面積を極力増やす。また、風の通り道に配慮した基盤整備に努める。
景観形成 歴史的・文化的 遺産の保全・再生	・ 地域の景観特性に配慮した計画とし、周辺地域と調和した景観形成を図る。 ・ 自然環境及び歴史的資源等の保全を図りながら、これらの資源を生かした景観形成に努める。
工事期間中の配慮	・ 工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 ・ 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

事業別配慮の指針

11 採石事業等

環境負荷の 少ない交通	・ 自動車の発生集中交通を予測し、その影響について検討し、搬出入等のための自動車利用の効率化を図ることで、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。
大気環境の向上	・ 採掘、破碎等に伴う粉じんの飛散や、大型車両の走行等により発生する排出ガス、粉じんなどが周辺環境に及ぼす影響を防止する。
騒音・振動、 悪臭等	・ 採掘や破碎、大型車両の走行に伴う騒音や振動の影響を防止する。
生物多様性の 保全・みどりの創出	・ 施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 ・ 周辺地域の生態系に配慮するため、周辺緑地との連続性を持つ、まとまった残留緑地等を確保する。 ・ 自然地をなるべく残せるように計画する。そのまま保全することができない場合でも、移植や付近の植生に考慮した植栽を行うなど、自然地の保全・回復を図る。また、採掘後の残壁は極力小さくする。 ・ 事業終了後は、周辺の自然環境と調和した植生の回復を図る。 ・ 樹木の移植や、表土の植栽用土への再利用等により、動植物の生息基盤を確保・保全を行うとともに、必要に応じて新たに動植物の生息・生育環境の創出を図る。 ・ 調整池はできる限り動植物の生息環境に配慮した形態とする。
水循環の再生と 水辺環境の向上	・ 河川の源流域を保全するため、河川の流量の確保や湧水の保全を図る。 ・ 対象地から発生する土砂を伴った雨水及び濁水の貯留を適切に行い、河川への流出を防止する。 ・ 事業区域からの雨水等の流出による河川の洪水を防止する。
景観形成 歴史的・文化的 遺産の保全・再生	・ 地域の景観特性に配慮した計画とし、周辺地域と調和した景観形成を図る。 ・ 自然環境及び歴史的資源等の保全を図りながら、これらの資源を生かした景観形成に努める。
工事期間中の配慮	・ 工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める（排出ガス対策型・低騒音型・低燃費型建設機械の使用など）。 ・ 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

日常生活・事業活動における配慮の指針

都市で行われる日常生活やあらゆる事業活動が、都市環境のみならず、気候変動や生物多様性など地球規模における環境に大きな影響を与えており、各主体のあらゆる場面の行動に基本ルールとして環境配慮を組み込んでいくことが必要である。各主体がこの指針を活用し、あらゆる活動の場面で環境に配慮した行動を自主的・自律的に実行していくことが求められる。

また、指針1から指針3の取組は相互に作用しあっていることから、それぞれの取組が他分野の取組にどのような影響を与えるかという連関の視点を持ちながら行動することも重要である。ここでは、都民が日常生活を送る上で配慮すべき主な事項及び事業者が日々の事業活動を行う上で配慮すべき主な事項を示す。

指針1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

①エネルギーの脱炭素化

エネルギーを㊦減らす	
都民	少しの工夫で今すぐ省エネを実践 ・冷房時の室温 28℃、暖房時の室温 20℃の徹底、フィルター掃除を定期的に行う ・冷蔵庫は詰め込み過ぎず、夏は設定温度を強から中へ変更する ・電気ポット・炊飯器の長時間保温を行わない ・冬以外は便座暖房と温水設定を OFF にする
	くらしを快適にリニューアル ・LED 電球への交換や、省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・給湯器の買い替えで、エネルギー消費量を削減する ・高断熱窓・ドアに改修して、健康で快適な住宅にする ・断熱フィルムの貼付、節水シャワーヘッドへの交換など手軽なエコを実践する
事業者	オフィスも人も快適に省エネ ・Cool Biz・Warm Biz ファッションで省エネ・快適な服装にする ・照明照度を見直す（居室は 500 ルクス程度） ・PC 電源のオプションを見直す（スリープモードなど） ・ブラインド等で日差しをカットする ・朝型勤務シフト、テレワークを実施する
	賢くエネルギーを使ってコスト削減 ・無料の省エネ診断でエネルギーの無駄を見直す ・高効率な空調・換気設備を導入し、経費も削減する ・LED 照明やエネルギーマネジメント機器を導入し効果的に省エネを実践する
	サプライチェーンで脱炭素に貢献 ・サプライチェーンでの温室効果ガス排出量の算定・公表に取り組むとともに、サプライヤーと連携しその削減に取り組む ・生産時の温室効果ガス排出量が少ない、低炭素資材・素材を選択する
エネルギーを㊦創る	
都民	自分でつくる!おうちの電気 ・自宅の屋根に太陽光発電等を設置する ・エネファーム（家庭用燃料電池）の設置により、自宅で電気を創る
事業者	脱炭素経営で選ばれる企業へ ・事業所や工場など、屋上スペースに太陽光発電等を設置する ・再エネ熱利用機器の設置で、化石由来のエネルギー利用を削減する ・新規設置にもつながる再エネ電気の利用を積極的に選択する
エネルギーを㊦蓄める	
都民	日常も非常時も安心 ・太陽光でつくった電気は蓄電池で有効活用し、電気代の節約と災害時の安全・安心につなげる ・太陽光でつくった電気は電気自動車（EV）に蓄めて非常用電源にも活用する
事業者	蓄エネで BCP 対策 ・太陽光でつくった電気を蓄電池で有効活用し、BCP 対策やエネルギーマネジメントも実現する ・社用車の更新時は、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）を選択し、非常用電源にも活用する

移動手段を脱炭素化する

共通	・ 自転車や徒歩などにより、CO₂ 排出を抑制する ・ 公共交通機関を積極的に利用する。自動車を利用する場合は、走行時に CO₂ を排出しないZEVを選択する。また、自動車を利用する場合にはエコドライブを実践する ・ 排出の大きい移動手段（飛行機など）を使う場合はオフセットを活用する
----	--

気候変動に適応する

共通	・ 熱中症対策等を実施する ・ 水を大切に使う
都民	・ 防災マップの確認などにより、自然災害に備える ・ 虫刺されに気を付ける
事業者	・ 平常時からBCPを検証し、必要に応じてBCPを見直す

その他の脱炭素化に向けた取組を進める

共通	・ ノンフロン機器を導入する ・ フロン機器を使用する場合は、適切な維持管理等を行い、機器の使用時・廃棄時におけるフロン排出を抑制する
事業者	・ グリーン水素を利用する

②持続可能な資源利用

資源消費量を削減する

都民	・ 必要性を吟味した上で買い物を行う ・ 購入したモノは大切に長く使う ・ ワンウェイプラスチック製品は購入しない ・ 食べ物をムダにしない食生活を心掛ける ・ 不要となった食品はフードドライブを活用するなど食品ロスの削減に取り組む
事業者	・ 必要性を吟味した上で物品等を調達する ・ 調達したモノは長期間使用する ・ 適切な発注及び在庫管理を行う ・ 簡易包装などにより使い捨て容器包装等の利用を削減する ・ リユース容器による販売や量り売りを推進する ・ 自社の事業活動及びサプライチェーンから生じる食品ロスの削減に取り組む

環境へ配慮するなど、資源利用の質を高める

都民	・ 自治体や事業者による資源回収に積極的に協力する ・ 可能な場合は認証製品を選ぶなど、購入品の生産時に環境配慮がされているか、確認する ・ 再生樹脂を使った製品等をはじめ、できるだけ再生資源を使ったものを選択する ・ リユース容器を使った製品を選ぶ、リユース品を利用する ・ 環境に配慮した製品やサービスなどを選択する
事業者	・ 環境に配慮した原料・部品・物品・役務等の調達に関する方針を定め、実施する ・ 再生樹脂、再生紙、再生骨材、再生土等の再生資源の利用拡大に取り組む ・ 資源の効率的な利用及び廃棄物等の高度な循環利用（リユース・水平リサイクル）に取り組むとともに、リユース品の利用、梱包材等のリユースに努める ・ バイオマス資源（木材、食料、ゴム等）の利用に当たっては、認証製品の活用等により採取段階での持続可能性を確認するとともに、持続可能性に係るリスクの把握及び低減に努める ・ 食料需要と競合するバイオマス燃料・材料の利用を回避する ・ 国産木材の持続可能な利用を推進する。木材等の利用に当たっては、保護価値の高い生態系の損失を伴うものを回避する

指針2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

①生物多様性の保全・回復

地域の生態系等、多様な生き物の生息・生育環境を保全する

共通	・公園・緑地、農地、河川、用水、崖線のみどりなどを保全するボランティア活動などに積極的に参加する
都民	・自宅の庭やベランダに地域に応じた在来種を植栽し、ガーデニングを楽しみながら鳥や昆虫などの生息場所を創出する
事業者	・サプライヤーと連携し、サプライチェーンでの森林減少・劣化の削減及び生物多様性の保全に取り組む ・建築物等の敷地において、緑地や水辺の保全・創出を行う。また、それらの緑地等を「OECM」に位置づけ、将来にわたり保全する ・建築物等の敷地において緑化を行う際には、地域に応じた在来種を植栽する ・開発や土地利用の変更を行う場合は、生きものの生息・生育状況や景観、保護価値の重要性などを把握し、保全策を検討する

希少な動植物を保全するとともに、外来種対策を行う

共通	・国外の外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生きものを放流・放逐しない
都民	・ペットは責任をもって終生にわたり飼養し、それが困難となった場合には新たな飼い主を見つけるよう努め、遺棄等は行わない。また、釣りなどで捕まえた外来種をリリース（再放流）しない ・自然地で希少種を見つけても、持ち帰らないようにし、SNSで位置情報は拡散しない ・地域で行われている希少種保全の活動があれば積極的に参加する
事業者	・特定外来生物が事業活動を通じて拡大しないよう、拡大防止のための調査・監視を行うとともに、事業所や工場の敷地における外来種対策を率先して行う ・事業所や工場の敷地における希少種の生息・生育環境を保全する

人と野生動物との適切な関係をつくる

共通	・野生生物のエサとなるような庭木の果物や生ごみなどの誘引物を放置しない
都民	・野生生物への餌やりをしないことで、野生生物との間に適切な距離を保つ
事業者	・自社事業所等の管理を適切に行い、不用意に営巣場所を作らない

自然環境情報の収集・保管・発信に努める

都民	・身近な自然に関心を持ち、身の回りの生きものの観察をするとともに、観察して得られた情報を行政などのデータベースに登録する。また、都や区市町村やその他団体などが実施する生きもの調査に参加する
事業者	・事業所等における生き物や自然環境に注目し、調査等を行うとともに行政等に情報提供する

②生物多様性の恵みの持続的利用・活用

東京産の自然の恵みを利用する

共通	・ボランティアや企業の森に参加することで、東京の森づくりや水源林の保全をサポートする ・都の認証を受けた農産物や有機農産物、特別栽培農産物等を積極的に取り扱い、又は購入する ・水産エコラベルがついた商品や東京産水産物を積極的に取り扱い、又は購入する
都民	・家づくりの際には、多摩産材の使用を検討する ・地元の旬な野菜や果物、東京産水産物を積極的に購入するなど、地産地消に貢献する
事業者	・建築や備品購入の機会を通じ、多摩産材をはじめとする国産材の利用を拡大する ・地域の自然環境を、地域の魅力を高める観光資源として活用する ・水産資源を適切に保全・管理するとともに、生態系や漁場環境を保全するため、河川や海岸での清掃活動を実施する

防災・減災等につながる自然の機能を活用する

都民	・自宅の庭を植栽することに加え、雨水浸透ます等を設置する
事業者	・事業所や工場の敷地における緑地や水辺など、多面的機能を有する自然環境を適切に保全・管理し、雨水浸透・雨水貯留を促進する

快適で楽しい生活につながる自然を活用する

都民	・自然体験活動、農業体験、生きもの観察会、エコツアーなどに積極的に参加し、東京の自然の多様な魅力や地域に根づく文化、伝統的な農法などを体験する。また、自然の中でのワーケーションやリモートワークを積極的に行う ・在来種又は古来の栽培方法等に由来する「江戸東京野菜」や伝統的な手法で作られた東京ならではの加工食品を食べることで、東京の食文化への理解を深める
----	---

事業者	・企業等が所有する緑地等を開放し、都民等が自然に触れる機会を創出する ・地域の自然に根差した文化や伝統知を観光資源の価値として見出し、その保全や継承に貢献する ・観光など地域の自然資源を活用したプロジェクトを企画・運営する場合には、生きものや自然環境に影響を与えないように十分配慮する
③生物多様性の価値を認識し、地球規模の課題に対応した行動	
生物多様性の理解を促進する	
都民	・身近な自然や季節の移り変わりに関心を持ち、身の回りにどんな生きものや自然があるかを探してみる ・生物多様性に関するセミナーや自然体験プログラム等に積極的に参加し、周囲の人に共有するとともに、自分の仕事や生活のなかで生物多様性に貢献できることを探して実践する ・自然公園、公園・緑地などに関する利用ルールを守りながら、自然を楽しむ
事業者	・事業活動やCSR活動を通じて、生物多様性へ配慮・貢献する取組を充実させ、消費者やユーザーなどに積極的に開示・発信する ・生物多様性に配慮・貢献する取組を実施する際は、専門性を有するNPO等と連携するなど、より効果的な取組の実現を目指す
生物多様性を支える人材を育成する	
都民	・環境学習イベント等へ参加し、学習したことを普段の生活で実践できるよう理解を深める ・動物園や水族館、博物館、環境学習施設等を訪れるなど、子どもが生物多様性に関心を持つきっかけをつくる
事業者	・企業担当者等が環境教育イベント等に参加し、企業内における理解を促進する ・企業緑地を都民に開放したり、CSR活動による自然体験活動を実施するなど、自然環境分野の人材育成に貢献する
都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動に変える	
共通	・使い捨てプラスチックの利用低減、リサイクルにより生産された再生品の積極的な利用、食品ロスの削減等の資源循環促進や、CO₂排出削減により、地球規模の生物多様性にも配慮する ・洗剤等の過剰使用や油・残渣などが混ざった雑排水の排出を抑制する ・節水機器の導入や水の使い方の工夫などにより、水の使用量を減らす
都民	・環境認証製品を積極的に選択し、購入する
事業者	・サプライチェーン全体において生物多様性に対する負の影響を低減する取組に加え、生物多様性を回復させる取組を進める ・金融機関は、生物多様性に配慮・貢献する事業を進める企業等に対して、積極的な投融資を進める

指針3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

①健康等のリスクを最小化するための未然防止、予防策の実施	
大気環境等を一層向上させる	
共通	・低VOC製品を積極的に利用する。また、小型ボイラー等を設置、更新する際には、都の認定機器を導入する ・騒音・振動、悪臭などによる近隣への影響を発生させないように配慮する
事業者	・アスベスト含有建材を適正に管理し、飛散防止対策を講じる
化学物質等による環境リスクを低減させる	
都民	・殺虫剤、農薬等の使用を可能な限り低減するとともに、使用する場合はより安全な製品等を選択する
事業者	・化学物質を取り扱う事業者による管理を徹底するとともに、平常時はもとより大規模地震や水害時等における漏出等のリスクを回避するよう適切に管理する ・有害物質による土壌汚染の発生を未然防止するとともに、汚染が判明した場合には、持続可能な土壌汚染対策を選択する
②廃棄物の適正な処理の一層の推進	
ごみの発生を抑制し、分別処理を徹底する	
都民	・ごみの分別を徹底し、リサイクルステーション等での回収に協力するなど、リユースやリサイクルに努める
事業者	・製造過程で出る廃棄物の減量化に努める、ごみの分別処理を徹底し、リユースやリサイクルを推進する
廃棄物の適正管理・処理を徹底する	
都民	・ごみの分別を徹底し、廃棄物として処理する場合には適切な方法で処理する
事業者	・PCBやその他汚染物等の廃棄物は、法令で定める処理期限までに処理を完了する

計画の着実な推進に向けて

本計画を着実に推進していくため、目標の達成状況、施策の進捗状況等を定期的に把握・検証し、適切に進行管理を行っていく。また、今日の環境課題は、国内外の社会経済情勢の変化や技術革新等にも大きく影響を受けることから、これらの変化にも柔軟に対応するよう必要な見直しを行い、環境施策を展開していく。なお、目標の達成状況等については、定期的に都民に公表し、効果的な情報発信を行うことで、多様な主体による取組の推進を図っていく。

以下に、本計画に掲げた 2050 年のあるべき姿と 2030 年目標の一覧を示す。

2050年のあるべき姿	2030年目標																
戦略1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現																	
「ゼロエミッション東京」を実現し、世界の「CO ₂ 排出実質ゼロ」に貢献	○ 都内温室効果ガス排出量（2000年比）50%削減（カーボンハーフ） <部門別目標> <table> <tr> <td>産業・業務部門</td><td>約 50% 程度削減</td></tr> <tr> <td>業務部門</td><td>約 45% 程度削減</td></tr> <tr> <td>家庭部門</td><td>約 45% 程度削減</td></tr> <tr> <td>運輸部門</td><td>約 65% 程度削減</td></tr> </table> ○ 都内エネルギー消費量（2000年比）50%削減 <部門別目標> <table> <tr> <td>産業・業務部門</td><td>約 35% 程度削減</td></tr> <tr> <td>業務部門</td><td>約 25% 程度削減</td></tr> <tr> <td>家庭部門</td><td>約 30% 程度削減</td></tr> <tr> <td>運輸部門</td><td>約 65% 程度削減</td></tr> </table> ○ 再生可能エネルギー電力利用割合 50%程度（中間目標：2026年 30%程度）	産業・業務部門	約 50% 程度削減	業務部門	約 45% 程度削減	家庭部門	約 45% 程度削減	運輸部門	約 65% 程度削減	産業・業務部門	約 35% 程度削減	業務部門	約 25% 程度削減	家庭部門	約 30% 程度削減	運輸部門	約 65% 程度削減
産業・業務部門	約 50% 程度削減																
業務部門	約 45% 程度削減																
家庭部門	約 45% 程度削減																
運輸部門	約 65% 程度削減																
産業・業務部門	約 35% 程度削減																
業務部門	約 25% 程度削減																
家庭部門	約 30% 程度削減																
運輸部門	約 65% 程度削減																
1 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化																	
○ 使用エネルギーを100%脱炭素化 ・ 再エネを基幹電源とする100%脱炭素電力が供給されている ・ 再エネの地産地消とエネルギーシェアリングが標準化されている	○ 再生可能エネルギー電力利用割合 50%程度（中間目標：2026年 30%程度） ○ 都内太陽光発電設備導入量 200万kW以上																
2 ゼロエミッションビルディングの拡大																	
○ 都内の全ての建物がゼロエミッションビル※に ・ 全ての建物が、防災や暑さ対策など適応策（レジリエンス）の観点も踏まえたゼロエミッションビルになっている	○ 都内温室効果ガス排出量（2000年比）50%削減 ○ 都内エネルギー消費量（2000年比）50%削減 ○ 再生可能エネルギー電力利用割合 50%程度（中間目標：2026年 30%程度） ○ 都内太陽光発電設備導入量 200万kW以上																
※ 省エネや再エネ利用により、脱炭素化したビル																	

2050年のあるべき姿	2030年目標
3 ゼロエミッションモビリティの推進	
○ 人・モノの流れが最適化している ○ 都内を走る自動車は全てZEV化している ○ 再生可能エネルギーの利用が進み、Well-to-Wheelにおけるゼロエミッションが実現している	○ 乗用車新車販売 100%非ガソリン化
	○ 二輪車新車販売 100%非ガソリン化（2035年目標）
	○ 乗用車の新車販売台数に占めるZEVの割合 50%
	○ ゼロエミッションバスの導入 300台以上
	○ 小型路線バスの新車販売 原則ZEV化
	○ ZEVインフラの整備 急速充電器 1,000基
	○ ZEVインフラの整備 水素ステーションの整備 150か所
4 水素エネルギーの普及拡大	
○ グリーン水素が脱炭素社会実現の柱となっている ・ 再エネ大量導入を水素で支える ・ あらゆる分野でグリーン水素を本格活用し、脱炭素社会を支えるエネルギーの柱のひとつにする	○ 乗用車新車販売 100%非ガソリン化
	○ 二輪車新車販売 100%非ガソリン化（2035年目標）
	○ 家庭用燃料電池の普及 100万台
	○ 業務・産業用燃料電池の普及 3万kW
	○ ゼロエミッションバスの導入 300台以上
	○ 乗用車の新車販売台数に占めるZEVの割合 50%
	○ 水素ステーションの整備 150か所
5 持続可能な資源利用の実現	
○ 資源利用量及び資源の消費量1単位当たりのCO₂排出量の最小化により、持続可能な資源利用が定着している ○ CO₂排出実質ゼロのプラスチック利用が実現している ・ プラスチックの生産、リサイクル等は全て再エネで賄う ・ バイオマスへの切替えは、新たな土地利用変化を生じさせず、植物の成長速度の範囲内で行い、食料の競合等の社会・環境問題に考慮する ○ 食品ロス発生実質ゼロが実現している ・ 食品ロスの発生抑制に最大限努め、なお発生する食品ロスについては、飼料化・肥料化により廃棄をゼロにする	○ 一般廃棄物※のリサイクル率 37%
	※ 一般家庭の日常生活から生じる家庭廃棄物と、事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物に区分される
	○ 家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量（2017年度比）40%削減
6 フロン排出ゼロに向けた取組	○ 食品ロス発生量（2000年度比）半減
	○ フロン（HFCs）排出量（2014年度比）65%削減（約1.4百万t-CO ₂ eq）

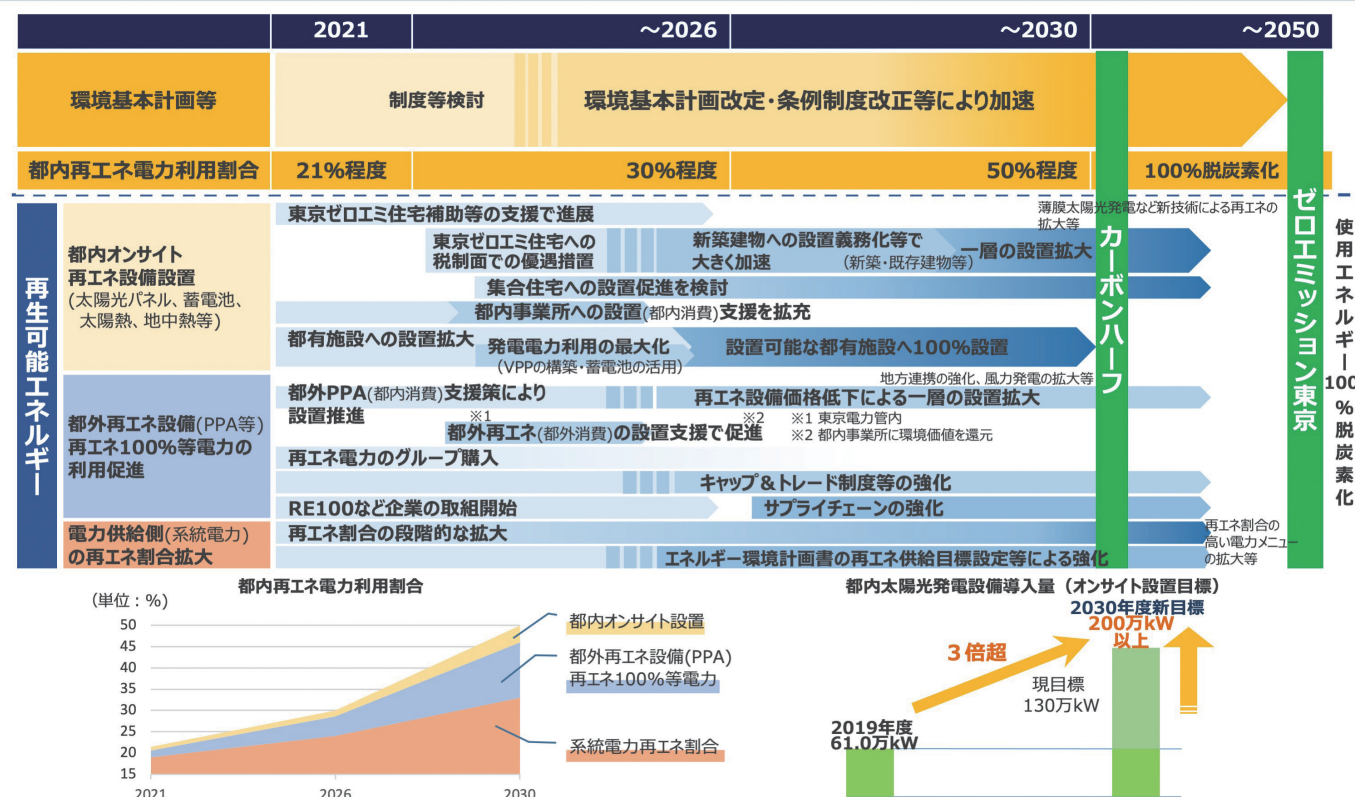
2050年のあるべき姿	2030年目標
7 気候変動適応策の推進	
○ 気候変動の影響によるリスクを最小化 ・ 都民の生命・財産を守り、人々や企業から選ばれ続ける都市を実現	○ 都政及び都民・事業者の活動において、サステナブル・リカバリーの考え方や、デジタルトランスフォーメーションの視点も取り入れながら、気候変動の影響を受けるあらゆる分野で、気候変動による将来の影響を考慮した取組がされている
8 都自らの率先行動を大胆に加速（2024年度目標）	
	【建物のゼロエミッション化に向けた省エネの推進・再エネの利用拡大】 ○ 温室効果ガス排出量（2000年度比）40%削減 ○ エネルギー消費量（2000年度比）30%削減 ○ 再生可能エネルギー電力利用割合 50%程度 ○ 太陽光発電設備を設置可能な都有施設へ100%設置（2030年度まで） ○ 太陽光発電設置量（累計設置量）20,000kW
	【ZEVの導入推進】 ○ 庁有車を100%非ガソリン化 ※特種車両等を除く乗用車（2024年度まで） 二輪車（2029年度まで） ○ 都有施設への公共用充電器設置 300基以上
	【使い捨てプラスチックの削減】 ○ 使い捨てプラスチック削減と循環利用により、都庁舎から排出する廃プラスチック焼却量（2017年度比）20%削減 ○ ペットボトルの「ボトルtoボトル」など高度リサイクルが導入されている ○ 都主催イベントにおけるリユースカップ等の原則実施が実現している
	【食品ロスの削減】 ○ 食堂や売店等における利用者の食品ロス削減行動が実践されている ○ 都庁舎の食堂や売店等における食品リサイクルが拡大している ○ 飲食を提供するイベント等における食品ロス削減行動が徹底されている ○ 都が保有する防災備蓄食品の廃棄が最小化されている
	【フロン対策の推進】 ○ ノンフロン機器及び低GWP機器への転換が原則化している ○ 管理者による機器使用時・廃棄時の漏えい防止が徹底されている

2050年のあるべき姿	2030年目標
戦略2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現	
自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指していくため、次のとおり、生態系サービスごとのあるべき姿を示す。 ○ 供給サービス：都内外の自然資源を持続的に利用する都市 ○ 調整サービス：自然の機能が発揮されたレジリエントな都市 ○ 文化的サービス：自然の恵みにより生活を豊かにする都市 ○ 基盤サービス：豊かな自然があふれ生きものと共生する都市 また、生態系サービスごとのあるべき姿に加え、大都市東京ならではのあるべき姿を次に示す。 ○ 都内のあらゆる場所で生物多様性の保全と持続的な利用が進んでいる ○ 都内だけでなく、日本全体・地球規模の生物多様性にも配慮した行動変容が進んでいる	○ 自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる（＝ネイチャーポジティブの実現）
1 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ	
	○ 生物多様性バージョンアップエリア10,000+※ 2030年までに「自然地の保全管理」、「みどりの新たな確保」、「公園・緑地の新規開園」により、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持・向上が図られるエリア＝「生物多様性バージョンアップエリア」10,000haの達成を行政として目指し、みどりの質の維持・向上とみどりの量の確保・拡大が図られている ※ OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）など民間等の取組を「+（プラス）」で表現し、様々な主体とともに目指すことのできる目標とする ○ 新たな野生絶滅ZEROアクション 2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるよう、減少している野生生物の保全・回復を図るための取組が様々な主体とともに実施されている
2 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす	
	○ Tokyo-NbSアクションの推進 ～自然に支えられる都市東京～ 自然を活用した様々な解決策（NbS）となる取組が、行政・事業者・民間団体などの各主体において推進されている
3 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる	
	○ 生物多様性都民行動100% ～一人ひとりの行動が社会を変える～ 生物多様性の保全と持続可能な利用のため、生物多様性の危機を自分事として捉え、都民や、事業者・民間団体等、都内で活動するあらゆる主体の行動が生物多様性に配慮・貢献したものに変わっている

2050年のあるべき姿	2030年目標
戦略3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現	
1 大気環境等の更なる向上	
○ 大気環境 ・ 世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境を実現している	○ 大気環境 ・ PM2.5：各測定局※の年平均 10 μ g/m ³ 以下 ・ 光化学オキシダント濃度：年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均 0.07ppm以下 ・ 光化学スモッグ注意報の発令日数：ゼロ ※ 特定の地域での高濃度化を防ぐ観点から、各測定局における年平均を目標として設定
○ アスベスト ・ 都内の建築物等に残る危険なアスベスト含有建材が適切に管理・処理され、大気中への飛散が防止されている	○ アスベスト ・ 平常時：建築物の解体・改修工事現場等におけるアスベストの飛散防止措置が適正に講じられている ・ 災害時：倒壊建築物に由来するアスベストの飛散防止対策を迅速に実施できる体制が構築されている
○ 騒音・振動 ・ 騒音・振動問題の解決が進み、都民生活の快適性が向上している	○ 騒音・振動 ・ 建設現場から発生する騒音の低減に向けた効果的な対策が定着している
2 化学物質等によるリスクの低減	
○ 化学物質 ・ 環境中への化学物質の排出に伴う都民の健康等のリスクが最小化されている	○ 化学物質 ・ 環境中の化学物質濃度が環境目標値と比較して十分低減されている
○ 土壌汚染 ・ 持続可能な土壌汚染対策が選択されるとともに、土壌・地下水中の有害物質濃度等の情報が社会全体で共有・管理されている	○ 土壌汚染 ・ 法・条例対象となる土壌汚染対策は、「土壌の3R※」が考慮されるとともに、土壌・地下水に関する届出情報が社会全体で共有されている ※「土壌の3R」 ・ Reduce：土壌の場外搬出入量の削減 ・ Reuse：土壌の資源活用（適正な管理の下での盛土利用等） ・ Remediation：原位置浄化、現場内浄化等
3 廃棄物の適正処理の一層の促進	
○ 有害廃棄物による環境リスクが最小化されるとともに、産業廃棄物の不法投棄がゼロになっている	○ 一般廃棄物の排出量 410万t ○ 最終処分量 77万t
○ 首都直下地震等発災後の災害廃棄物を迅速・適正に処理できるよう平時から準備がされている	○ 都内全域において、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築

「2050 年ゼロエミッション東京」及び「2030 年カーボンハーフ」の実現に向けては、あらゆる施策を総動員し、以下のロードマップのとおり、戦略的かつ計画的に推進していく。

脱炭素化に向けたロードマップ①



脱炭素化に向けたロードマップ②



脱炭素化に向けたロードマップ③

	2021	~2026	~2030	~2050
基盤づくり	イノベーション	スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアムの運営	スタートアップ連携の強化・スタートアップの創出促進 中小企業支援、大企業連携、技術開発の促進	
	金融面での誘導 (グリーン投資の推進)	東京グリーンボンド活用		
		サステナブルエネルギー ファンドの組成	ファンドの活用、脱炭素化に貢献するベンチャー・スタートアップを支援 グリーン系外国企業の誘致	
	国際展開		キャップ&トレード制度の強化	
		気候危機行動ムーブメント「TIME TO ACT」を通じた発信		
		国際会議・イベントでの発信(C40、eSGなど)	発信の強化	
			都市間協定などによる連携強化	
			戦略的な海外広報展開	
	教育	学校における 環境教育	カーボンハーフスタイルを推進する環境教育の充実	
	様々な主体との連携	区市町村、九都県市・一都三県・一都八県(東京電力エリア)など様々な自治体と連携		
			HTT・ゼロエミッション推進協議会(都民・事業者等への働きかけの推進など)	
			東京電力との連携(連携協定書を締結)	
気運醸成			業界団体・都関連団体・事業者との連携(省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム等)	
			都民・事業者向け広報の強化(省エネ・補助制度の発信等)	
			節電マネジメント(デマンドレスポンス)推進(家庭向け・企業向け)	
			家庭の環境配慮活動(「我が家の環境局長」事業等)	
			企業の環境配慮活動	

カーボンハーフ

ゼロエミッション東京

2022（令和4）年9月 発行

環境資料第34031号

東京都環境基本計画

編集・発行

東京都環境局総務部環境政策課
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5388-3429
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>

デザイン

株式会社文化工房



CLIMATE ACTION